

むつ市子育てプラン 21



平成 22 年 3 月

む つ 市

はじめに

このたび、次代のむつ市を担う子どもたちが健やかに育つ環境づくりを総合的に推進することを目指し、「むつ市子育てプラン21（後期計画）」を策定いたしました。



このプランは、平成17年度から平成26年度までに少子化対策として取り組む施策の方向性や目標を定めた中の、前期計画（平成17年度から平成21年度）について必要な見直しを行い、平成22年度から平成26年度までの後期計画を定めたものです。

現在においても核家族化や少子化が進行する中、子育てに対する意識の多様化が進み、共働き家庭が一般化しつつある社会環境の中で、子どもを生き育てることに対する不安や負担感が増すなど、家族や地域社会の子育てに関する考え方が大きく変化しています。

このような状況下でも、私は、まちづくりの主役は市民であるとの原点の基、「子どもは地域の宝物」であり「宝は地域で守り育てる」と考え、市民が安心して子どもを生き育て、明日のむつ市を担う子どもたちがすくすく育つため、保健・医療・福祉、教育、雇用、住環境などの更なる充実を図り、この計画を推進してまいります。

終わりに、計画の見直しにあたりご尽力賜りましたむつ市次世代育成支援対策地域協議会委員の皆様、ニーズ調査やアンケートにご協力いただいた市民の皆様及び関係各位に心から感謝申し上げます次第であります。

平成22年3月

むつ市長 宮 下 順一郎

目 次

序 論

| | |
|--------------------------|----|
| 第 1 章 計画策定にあたって | 1 |
| 第 1 節 計画策定の趣旨 | 1 |
| 第 2 節 計画の役割 | 1 |
| 第 3 節 計画期間 | 1 |
| 第 2 章 社会背景 | 2 |
| 第 1 節 子どもや子育て家庭を取り巻く時代状況 | 2 |
| 1 進行する少子化 | 2 |
| 2 女性の社会進出 | 3 |
| 3 地域社会の環境の変化 | 3 |
| 第 2 節 国の政策動向 | 4 |
| 第 3 章 むつ市の子どもや子育てを取り巻く状況 | 6 |
| 第 1 節 人口の動向 | 6 |
| 1 人口 | 6 |
| 2 婚姻・出生 | 8 |
| 3 世帯の状況 | 9 |
| 第 2 節 就業の状況 | 11 |
| 1 女性の就業状況 | 11 |
| 2 産業別就業状況 | 12 |
| 第 3 節 保育・教育の概況 | 13 |
| 1 保育所の概況 | 13 |
| 2 小中学校の概況 | 15 |
| 第 4 節 子どもや子育てに関する施設の概況 | 17 |
| 第 5 節 子育てに関する住民ニーズと課題 | 20 |
| 1 子育てに関するアンケートの実施 | 20 |
| 2 今後の次世代育成支援に向けた課題 | 20 |

計 画

| | |
|-------------------------------|----|
| 第4章 計画の基本的な方向 | 25 |
| 第1節 基本理念 | 25 |
| 第2節 8つの基本的視点 | 25 |
| 第3節 基本目標 | 27 |
| 第5章 施策の方向 | 28 |
| 【基本目標1】子育てをしているすべての家庭を支援するために | 28 |
| 第1節 地域における子育ての支援 | 28 |
| 1 地域における子育て支援サービスの充実 | 28 |
| 2 保育サービスの充実 | 29 |
| 3 幼稚園における支援の充実 | 31 |
| 4 子育て支援のネットワークづくり | 32 |
| 5 児童の健全育成 | 33 |
| 6 経済的負担の軽減 | 34 |
| 第2節 母と子の健康の確保と増進 | 35 |
| 1 子どもや母親の健康の確保 | 35 |
| 2 食育の推進 | 36 |
| 3 思春期保健対策の充実 | 37 |
| 4 小児医療の充実 | 37 |
| 【基本目標2】子育てにやさしい職場環境づくりのために | 38 |
| 第3節 仕事と生活の調和の推進 | 38 |
| 1 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し | 38 |
| 2 仕事と子育ての両立支援 | 39 |
| 【基本目標3】親と子の学びと育ちを応援するために | 40 |
| 第4節 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 | 40 |
| 1 次代の親の育成 | 40 |
| 2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備 | 41 |
| 3 家庭や地域の教育力の向上 | 42 |
| 4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進 | 42 |

| | | |
|------------|-------------------------------|----|
| 第5節 | 要保護児童へのきめ細やかな取組の推進 | 43 |
| 1 | 児童虐待防止対策の充実 | 43 |
| 2 | ひとり親家庭等の自立支援の推進 | 43 |
| 3 | 障害のある児童に対する施策の充実 | 44 |
| | 【基本目標4】子どもが健やかに育つ安心なまちづくりのために | 45 |
| 第6節 | 子育てを支援する生活環境の整備 | 45 |
| 1 | 良質な住宅の確保 | 45 |
| 2 | 良好な居住環境の確保 | 45 |
| 3 | 安全な道路交通環境の整備 | 46 |
| 4 | 安心して外出できる環境の整備 | 46 |
| 5 | 安全・安心まちづくりの推進 | 47 |
| 第7節 | 子ども等の安全の確保 | 48 |
| 1 | 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 | 48 |
| 2 | 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 | 49 |
| 3 | 被害に遭った子どもの保護の推進 | 49 |
| 第6章 | 計画に係る目標値 | 50 |
| 第1節 | 保育関係サービスの目標値 | 50 |
| 第7章 | 計画の推進体制 | 51 |
| 第1節 | 新むつ市保育再編（後期）計画の方針 | 51 |
| 第2節 | 次世代育成支援コミュニティの構築 | 52 |
| 1 | むつ市次世代育成支援対策地域協議会 | 52 |
| 2 | 5つのユニット | 52 |
| 資 料 | | |
| 1 | むつ市次世代育成支援対策地域協議会要綱 | 55 |
| 2 | むつ市次世代育成支援対策地域協議会委員名簿 | 56 |

序 論

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

「次世代育成支援対策推進法」は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備を、迅速かつ重点的に推進するために平成17年4月に施行された10年間の時限立法です。

本市においても、現在のむつ市を形成する旧むつ市・川内町・大畑町・脇野沢村の1市2町1村では、「次世代育成支援対策推進法」を受けて、平成17年3月にそれぞれ「次世代育成支援地域行動計画」（前期計画）を策定しました。平成17年3月の新市スタート後は、それぞれの理念を尊重しつつ、各地域が一体となって子育てに対する支援の強化・拡充に努めてきました。

少子化が進む今日、住民が安心して子どもを生み育て、明日のむつ市を創る子どもたちがすくすくと育つための「次世代育成支援」は、本市の最重要課題の1つです。そのため、平成22～26年度の5年間における本市の「次世代育成支援」の基本的な考え方や、その考え方のもとで、住民や保育・教育従事者、行政が協働で取り組んでいく施策・事業の方向を明らかにするために、「むつ市子育てプラン21」（次世代育成支援地域行動計画後期計画）を策定します。

第2節 計画の役割

本計画は、保健・医療・福祉、教育、雇用、住環境など、各分野における市の総合的な次世代育成指針であり、子どもが健やかに育つ環境づくりをめざすために、行政だけでなく、家庭、保育施設、幼稚園、学校、地域、企業など、子どもを取り巻くすべての住民が、それぞれの立場で取り組むための指針となるものです。

第3節 計画期間

本計画の計画期間は、平成22～26年度の5年間とします。

| 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|-----------|--------|--------|--------|--------|
| 前期計画 | | | | | | | | | |
| | | | | 見直し | 後期計画（本計画） | | | | |

第2章 社会背景

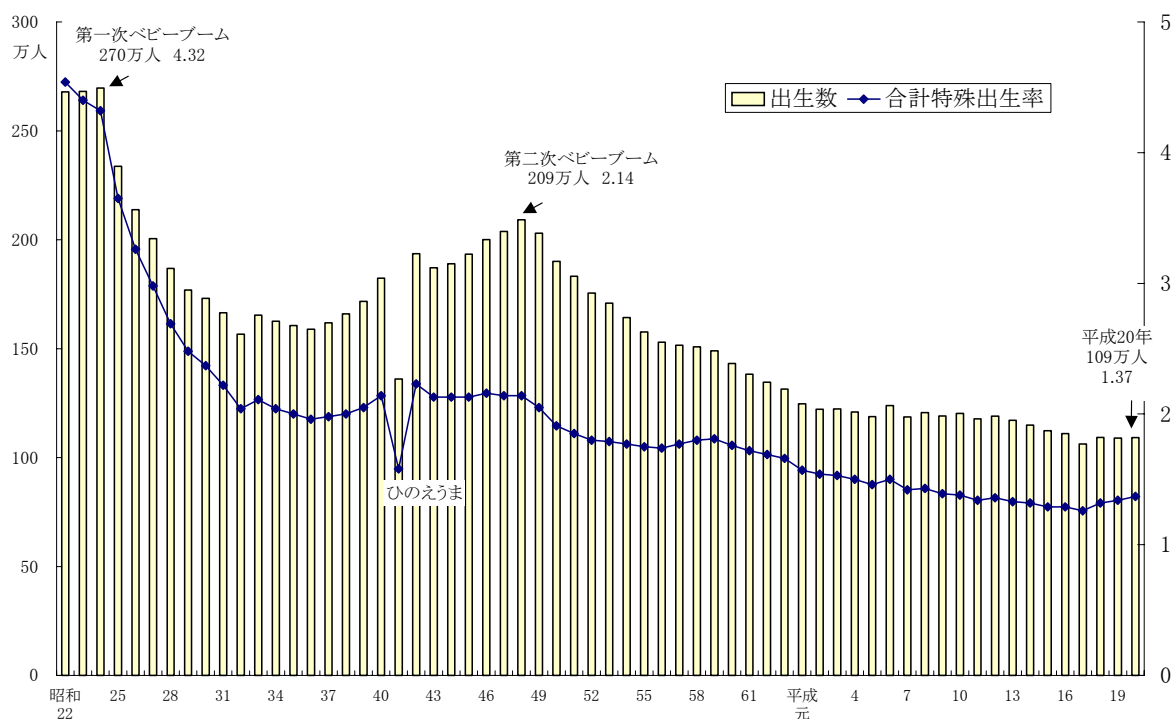
第1節 子どもや子育て家庭を取り巻く時代状況

1 進行する少子化

わが国の出生数は昭和48年の209万人以降、減少し、近年は110万人前後で推移しています。合計特殊出生率は平成17年の1.26を底として、平成18年は1.32、平成19年は1.34、平成20年は1.37と、やや回復傾向にあるものの、将来にわたって人口を維持するために必要な2.08を大きく下回っています。

少子化により、子どもの自主性や社会性が育ちにくくなる、社会の活力が低下するなどの影響が懸念されています。

わが国の出生数と合計特殊出生率の推移



資料:厚生労働省「人口動態統計」

合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の年間合計。
1人の女性が一生の間に生む子どもの数の目安とされる。

第2節 国の政策動向

わが国では、平成2年の「1.57ショック」を契機に、子どもの数の減少が社会問題として認識され、以降、「仕事と子育ての両立」を施策の根幹とした「エンゼルプラン」・「新エンゼルプラン」の策定、少子化社会対策基本法の制定、「政府・地方公共団体・企業等の一体的推進」を図る次世代育成支援対策推進法の制定、「子ども・子育て応援プラン」の策定などが進められてきました。

近年は、「働き方の見直し」など雇用政策面の重視や、少子化対策は未来への投資と考え、必要な制度を拡充していく方向が示されています。

国の政策動向

| 年 | 国の政策動向 | 摘要 |
|-------|-----------------------|--|
| 平成2年 | (1.57ショック) | 少子化問題が注目される。 |
| 平成6年 | エンゼルプラン(7～16年度) | 初めての国定計画。これを機に、市町村で保育・子育て支援サービスの拡充が進む。市町村エンゼルプランの策定を促進。 |
| | 緊急保育対策等5か年事業(7～11年度) | 保育サービスに数値目標を設定。5年間で延長保育実施箇所数3倍、地域子育て支援センター設置数8倍などの成果。 |
| 平成9年 | 母子保健事務の移譲 | 母子保健事務が都道府県から市町村へ移譲。 |
| 平成10年 | 保育所入所方法の見直し | 措置制度から契約制度へ。 |
| 平成11年 | 少子化対策推進基本方針 | 「少子化対策推進関係閣僚会議」が「利用者の多様な需要に対応した保育サービスの整備」など6項目を決定。 |
| | 新エンゼルプラン(12～16年度) | 「少子化対策推進基本方針」の重点施策の具体的実施計画。保育だけでなく、相談、教育など計20項目の数値目標を設定。一時保育実施箇所数8倍、ファミリー・サポート・センター設置数5倍などの成果。 |
| 平成13年 | 待機児童ゼロ作戦(14～16年度) | 保育所受入児童数を平成14～16年度の3年間で15万人増が目標。15万人増は達成。待機児童数は16年度から減少に転じた。 |
| 平成14年 | 少子化対策プラスワン | 総理指示を受けた厚生労働省の「提案」。「男性を含めた働き方の見直し」など労働部門を重視。 |
| 平成15年 | 次世代育成支援に関する当面の取組方針 | 「少子化対策推進関係閣僚会議」が「少子化対策推進基本方針」の「もう一段の対策」として閣議決定。女性8割、男性1割の育児休業取得率など労働部門にのみ数値目標を設定。 |
| | 少子化対策基本法 | 少子化対策の理念を法定。内閣府への少子化社会対策会議の設置や、地方公共団体の少子化対策の策定・実施責務、事業主の雇用環境整備の努力責務も規定。 |
| | 次世代育成支援対策推進法 | 次世代育成支援に関する10年間の時限立法。市町村や従業員300人以上の事業主に行動計画策定を義務化。 |
| 平成16年 | 少子化社会対策大綱 | 少子化社会対策基本法に基づき閣議決定。4分野の重点課題に向けた28の行動を掲げる。 |
| 平成17年 | 子ども・子育て応援プラン(17～21年度) | 少子化社会対策大綱に基づく具体的実施計画。「中学校区に1か所以上の子育て拠点施設」などの数値目標を掲げる。 |

| 年 | 国の政策動向 | 摘 要 |
|-------|------------------------|---|
| 平成18年 | 「新しい少子化対策について」 | 少子化社会対策会議決定。これに基づき、19年度から、こにちは赤ちゃん事業の実施や放課後子ども教室、放課後子どもプラン（放課後子ども教室、放課後児童クラブの拡充）などを実施。 |
| 平成19年 | 認定こども園制度の開始 | 認定こども園は、①幼稚園と同様の4時間程度の教育、②保育に欠ける子に対する8時間程度の長時間保育、③通園児に限定しない地域子育て支援事業の3項目が要件。平成21年4月現在で全国358か所。 |
| | 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略 | 少子化社会対策会議決定。就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造を解決するために、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」（「親の就労と子どもの育成の両立」と「家庭における子育て」を包括的に支援する仕組み）を「車の両輪」として取り組む。 |
| | 仕事と生活の調和憲章・行動指針 | ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議決定。「10年間で週労働時間60時間以上の雇用者を半減」など14項目の数値目標を設定。 |
| 平成20年 | 新待機児童ゼロ作戦 | 「仕事と生活の調和行动指針」の数値目標のうち、10年後に①3歳未満児への保育サービスの提供割合を38%に（現行20%）、②小学1年～3年生の放課後児童クラブの提供割合を60%に（現行19%）という2つの目標をめざし施策展開。 |
| 平成21年 | 社会保障審議会少子化対策特別部会 第1次報告 | 「保育の必要性を市町村が認定し、保育が必要と判断された利用者と保育所が公的保育契約を締結する『新たな保育の仕組み』」を提案。 |
| | 新政権誕生 | 「年額31万2000円の子ども手当の創設」、「子ども家庭省（仮称）の設置検討」などをマニフェストとする民主党が、社会民主党、国民新党とともに連立政権を設置。 |
| 平成22年 | 子ども・子育てビジョン（22～26年度） | 市町村の次世代育成支援後期行動計画に対応した国の計画。数値目標は、病児・病後児保育の年間延べ利用日数を6倍強に、放課後児童クラブの年間利用実人数を1.4倍にするなど。 |

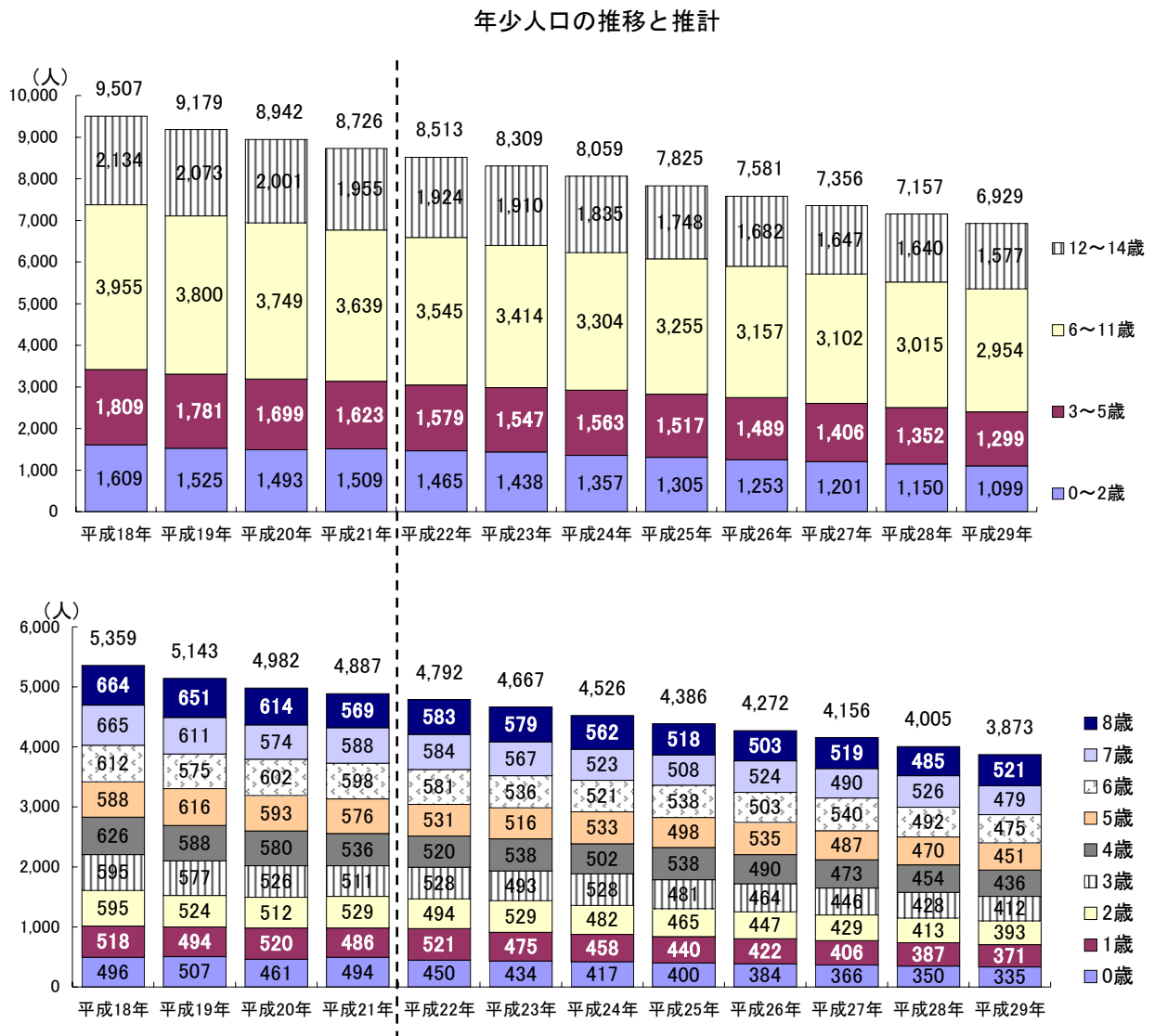
第3章 むつ市の子どもや子育てを取り巻く状況

第1節 人口の動向

1 人口

平成21年4月1日現在の住民基本台帳によると、むつ市の年少人口（0～14歳）は8,726人で、平成26年には7,581人に、平成29年には6,929人になるものと推計されます。

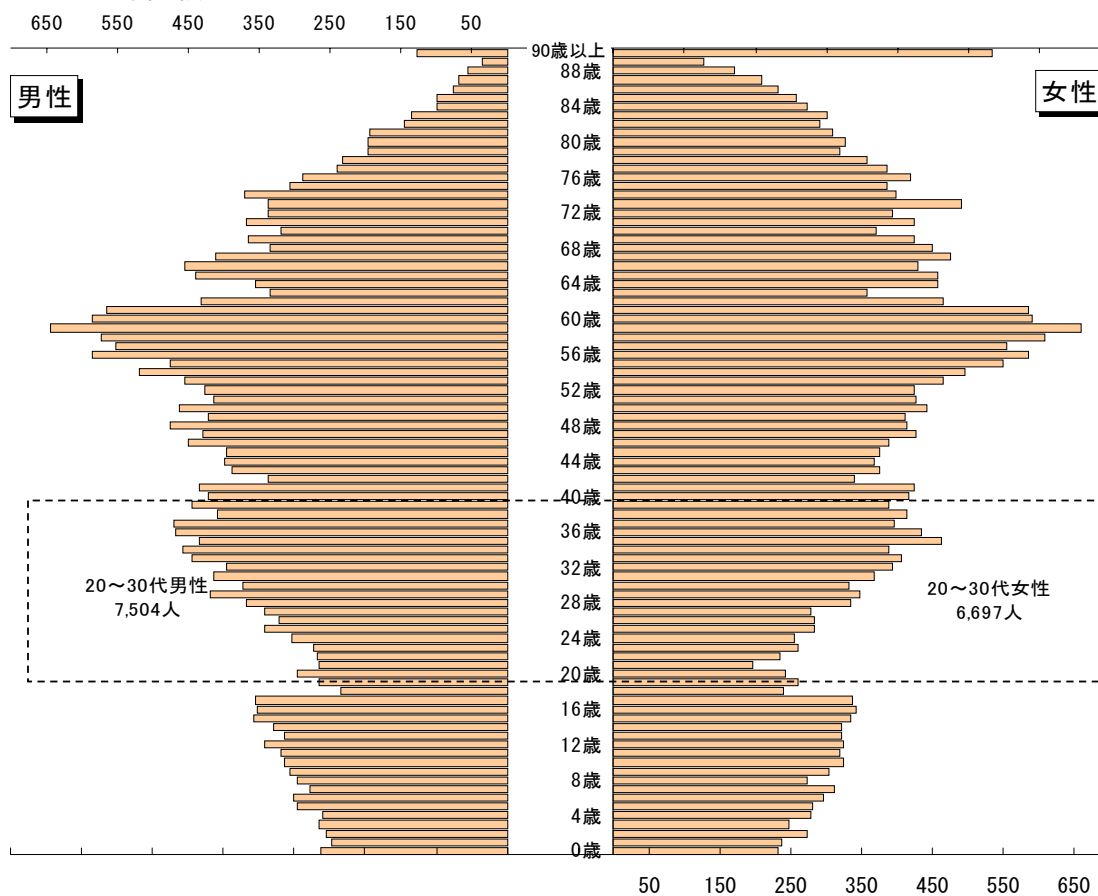
また、平成21年の20～30代女性の人口は6,697人、男性は7,504人で、平成26年には女性が5,539人、男性が6,350人になるものと推計されます。



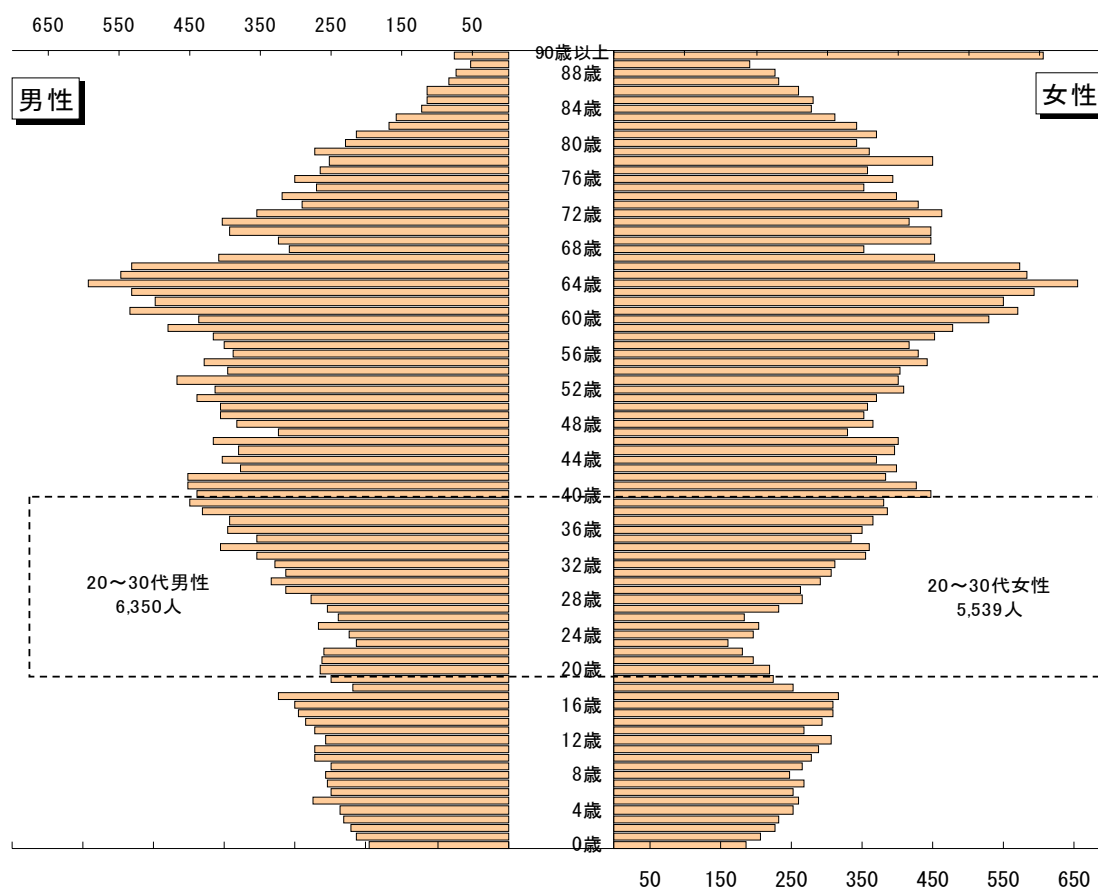
資料:平成21年までは各年4月1日現在の住民基本台帳。平成22年以降は推計値。

平成21年と平成26年の人口ピラミッド

■ 平成21年実績



■ 平成26年推計

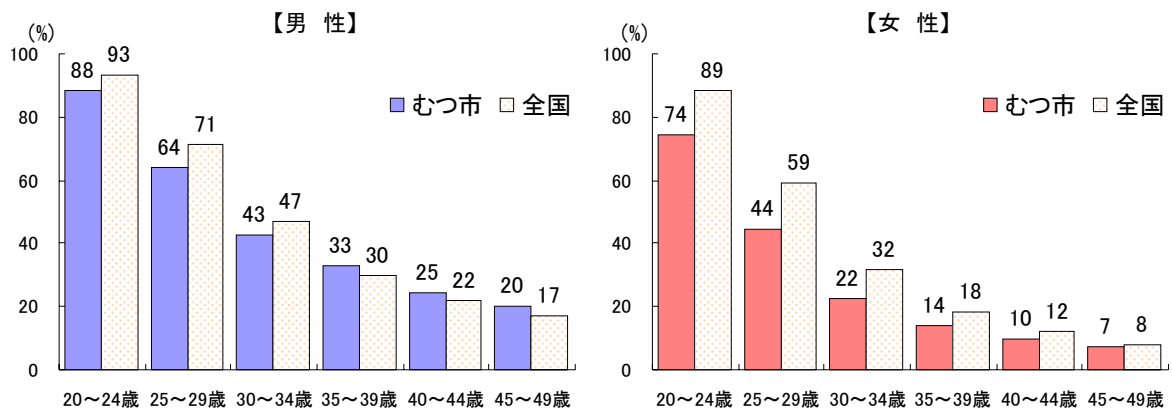


2 婚姻・出生

平成17年国勢調査で20～40歳代の年代別・男女別の未婚率を見ると、本市では、男性は30歳代後半から40歳代で全国と比べて未婚率が高く、女性は全ての年代で全国と比べて未婚率は低くなっています。

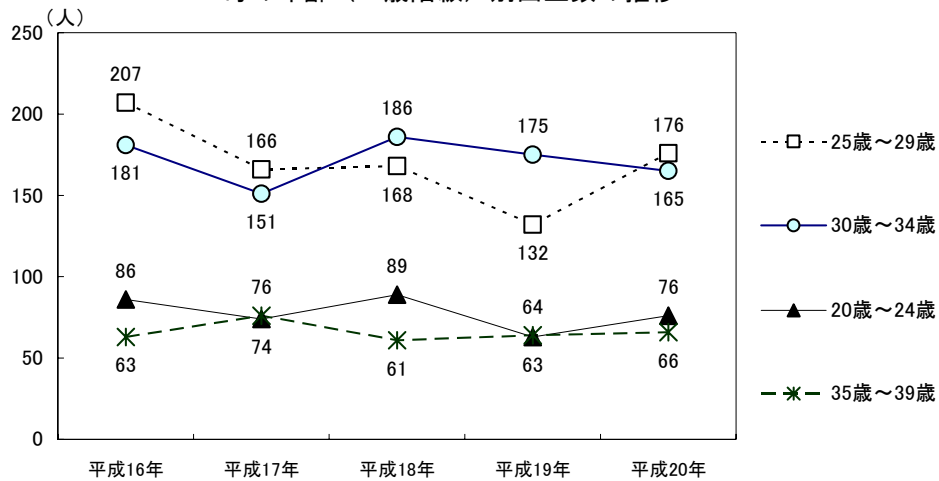
一方、20～30歳代の母の年齢別出生数の推移を見ると、平成18年には35歳～39歳を除く全ての年齢層で出生数の増加が見られます。その後平成19年から平成20年にかけて増減を繰り返していますが、30歳～34歳では減少傾向が続いています。

年齢別・男女別の未婚率（平成17年）



資料：国勢調査

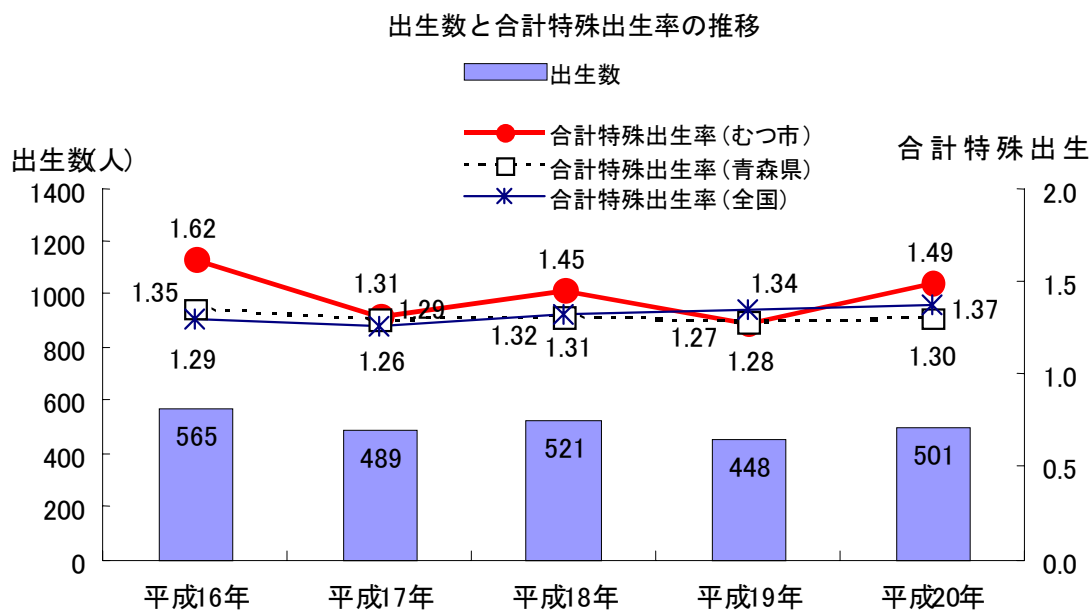
母の年齢（5歳階級）別出生数の推移



資料：人口動態統計

本市の合計特殊出生率は年次によるばらつきがあるものの、全国、青森県と比較してほぼ高い値で推移しています。

また、平成16年から平成20年の出生数は500人前後でほぼ横ばいで推移していますが、長期的には減少傾向にあります。



資料:青森県人口動態統計(むつ市合計特殊出生率は各年の実績に基づいて計算)

平成16年から平成20年までの人口動態を見ると、死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続いています。また、転出が転入を上回る社会減の状態も続いており、人口の市外流出が続いています。

婚姻や離婚の件数を見ると、平成20年の婚姻件数は324件、離婚件数は166件となっています。

出生・死亡・転出入・婚姻・離婚の推移

(単位:人、件)

| | 平成16年 | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 |
|------|-------|-------|-------|---------|-------|
| 出生数 | 568 | 493 | 518 | 460 | 498 |
| 死亡数 | 640 | 704 | 649 | 712 | 704 |
| 自然増減 | △ 72 | △ 211 | △ 131 | △ 252 | △ 206 |
| 転入者数 | 2,981 | 2,552 | 2,519 | 2,478 | 2,726 |
| 転出者数 | 3,547 | 3,241 | 3,063 | 3,236 | 3,085 |
| 社会増減 | △ 566 | △ 689 | △ 544 | △ 758 | △ 359 |
| 人口増減 | △ 638 | △ 900 | △ 675 | △ 1,010 | △ 565 |
| 婚姻件数 | 340 | 325 | 317 | 298 | 324 |
| 離婚件数 | 206 | 168 | 160 | 156 | 166 |

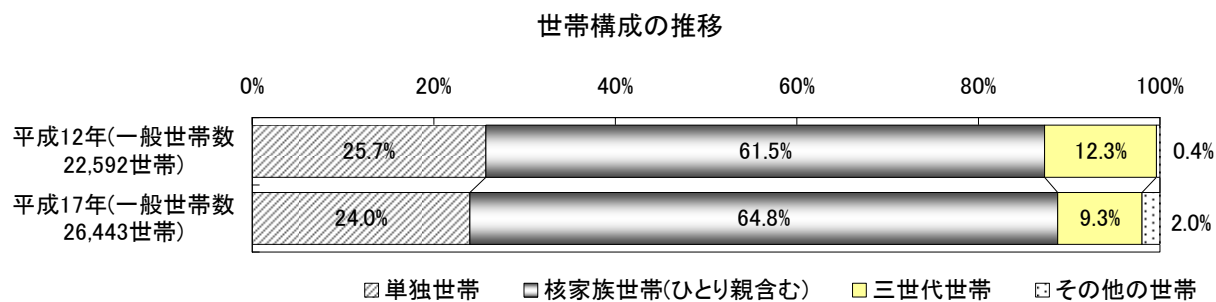
※ 各年1月1日～12月31日の人口移動統計(届出)より

資料:むつ市企画課統計

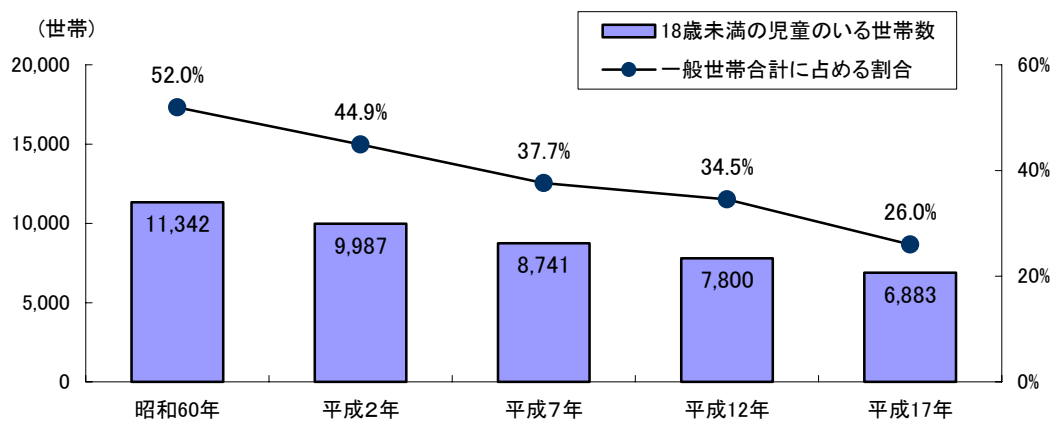
3 世帯の状況

平成17年の国勢調査における世帯構成は核家族世帯が64.8%と最も多く、次いで単独世帯の24.0%で、平成12年と比較すると核家族世帯は増加、単独世帯および三世帯世帯は減少しています。

また、一般世帯のうち18歳未満の子どものいる世帯についてみると、昭和60年から平成17年にかけて、世帯数は4割減、割合は5割減と大幅に減少しています。



一般世帯における18歳未満の子どもがいる世帯数と割合

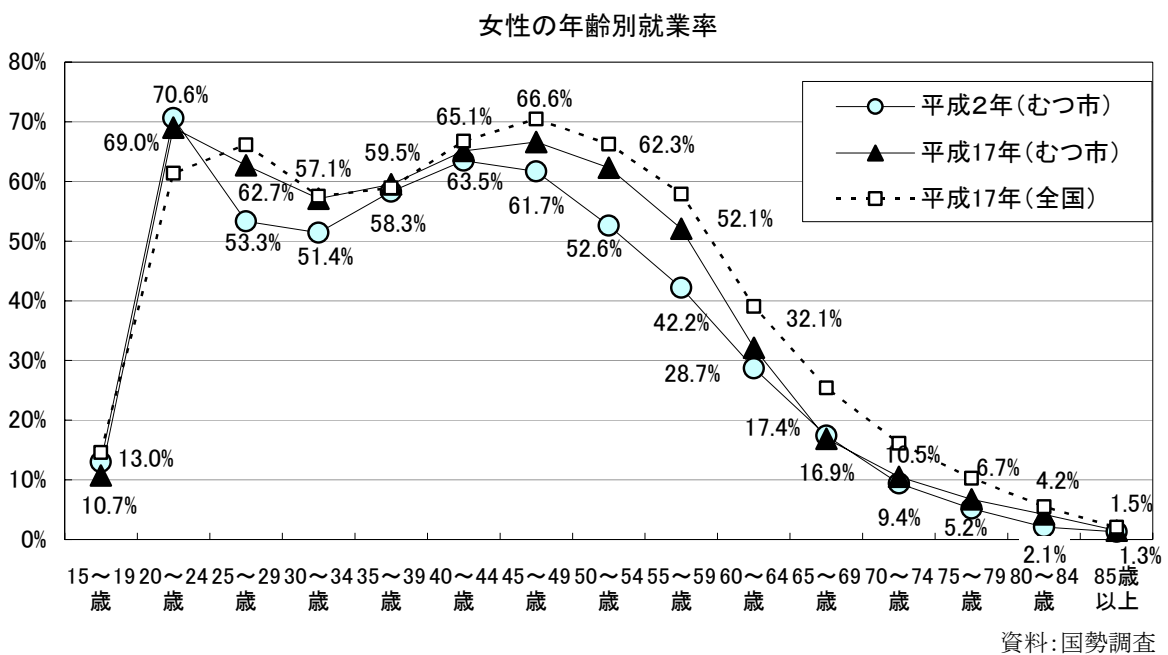


第2節 就業の状況

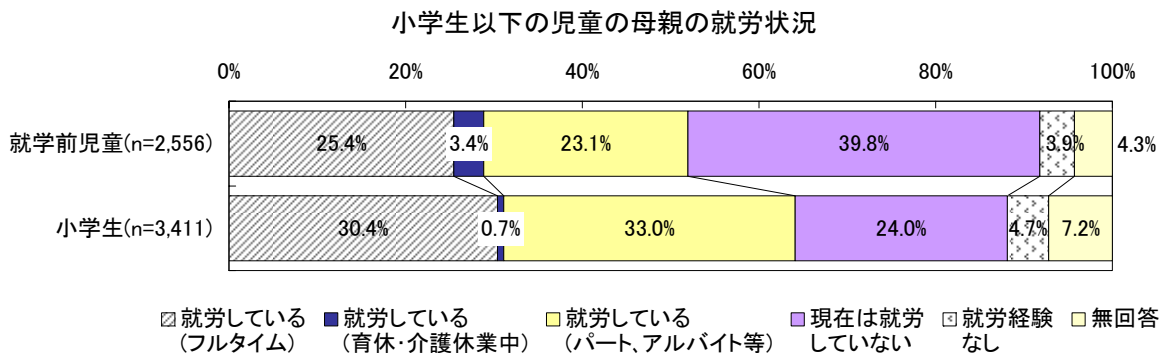
1 女性の就業状況

平成17年の本市の女性の年齢別就業率は、20～24歳で約7割と最も高く、次いで45～49歳で高くなっています。また、20歳代前半を除く全年齢層で全国平均より低くなっています。

一般に、女性の年齢別就業率は、出産・育児期に下がり、再び上昇をするM字曲線を描くと言われていますが、むつ市では、平成2年に比べ平成17年のM字の谷が浅くなっています。



平成20年実施のアンケート調査によると、就学前児童で約50%、小学生では約64%が母親が就労しています。



2 産業別就業状況

第1次産業の就業者数の推移を見ると、年々減少しており、第2次産業及び第3次産業では、平成2年から平成7年にかけて増加し、その後減少に転じています。とりわけ、第2次産業では、平成12年から平成17年にかけて減少が顕著です。

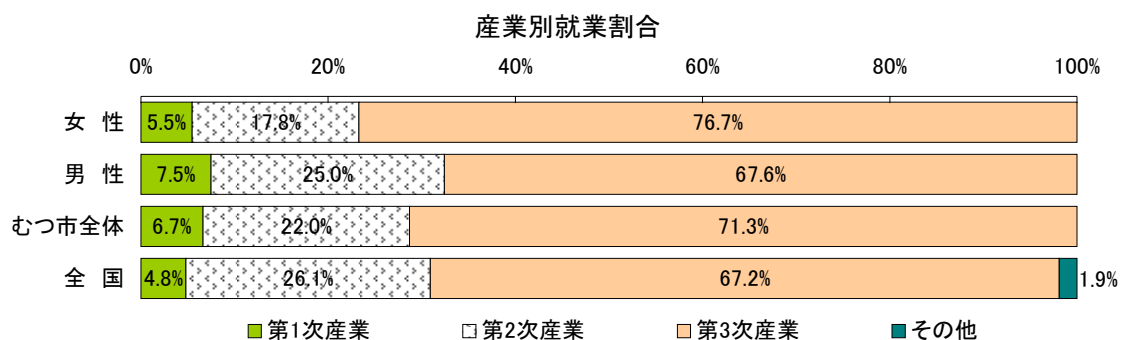
産業別就業者数の推移

(単位:人、%)

| | 昭和60年 | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 |
|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総数 | 31,545 | 30,994 | 32,631 | 31,418 | 28,832 |
| 第1次産業 | 4,428 | 3,532 | 2,771 | 2,007 | 1,900 |
| 農業 | 1,810 | 1,372 | 1,040 | 696 | 692 |
| 林業 | 793 | 599 | 433 | 272 | 235 |
| 漁業 | 1,825 | 1,561 | 1,298 | 1,039 | 973 |
| 第2次産業 | 7,610 | 7,574 | 8,623 | 8,286 | 6,293 |
| 鉱業 | 60 | 50 | 93 | 76 | 50 |
| 建設業 | 4,482 | 3,955 | 4,813 | 4,961 | 3,606 |
| 製造業 | 3,068 | 3,569 | 3,717 | 3,249 | 2,637 |
| 第3次産業 | 19,489 | 19,879 | 21,233 | 21,116 | 20,365 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 172 | 176 | 199 | 266 | 251 |
| 卸売・小売業・飲食業 | 6,479 | 6,390 | 6,822 | 6,540 | 4,912 |
| 金融・保険・不動産業 | 926 | 941 | 864 | 845 | 751 |
| 運輸・情報通信業 | 1,515 | 1,538 | 1,485 | 1,417 | 1,037 |
| サービス業 | 6,119 | 6,535 | 7,424 | 7,773 | 9,372 |
| 公務(他に分類されないもの) | 4,278 | 4,299 | 4,439 | 4,275 | 4,042 |
| 分類不能 | 18 | 9 | 4 | 9 | 274 |

資料・国勢調査

平成17年度の男女別の産業別就業割合を見ると、女性では第3次産業が76.7%と最も高く、次いで第2次産業が17.8%となっています。



資料:国勢調査

第3節 保育・教育の概況

1 保育所の概況

市全体では保育児童数に変化は少ないものの、平成19年4月に柳町保育所の移譲、平成20年3月第一川内保育所の廃止に伴い、公立保育所の児童数は減少しています。

また、保育所の充足率については、むつ市全体で92.4%となっています。

保育所入所児童数の推移（各年4月1日）

（単位：人、％）

| 施設名 | 児童数 | | | | | 定員 | 平成21年 充足率 | |
|-------------|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|--------------|--------|
| | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | | | |
| 公立 | 新町保育所 | 77 | 80 | 76 | 72 | 64 | 90 | 71.1% |
| | 横迎町保育所 | 76 | 77 | 73 | 65 | 68 | 130 | 52.3% |
| | 柳町保育所 | 106 | 92 | | | | | - |
| | 緑町保育所 | 58 | 55 | 60 | 48 | 43 | 60 | 71.7% |
| | 第一川内保育所 | 20 | 19 | 14 | | | | - |
| | 大畑中央保育所 | 94 | 102 | 101 | 99 | 88 | 90 | 97.8% |
| | 小計 | 431 | 425 | 324 | 284 | 263 | 370 | 71.1% |
| 法人立 | 近川保育園 | 61 | 53 | 63 | 53 | 45 | 60 | 75.0% |
| | 並木保育園 | 67 | 66 | 65 | 64 | 64 | 60 | 106.7% |
| | 海の子保育園 | 67 | 66 | 63 | 67 | 65 | 60 | 108.3% |
| | 白百合保育園 | 102 | 99 | 102 | 102 | 103 | 90 | 114.4% |
| | 小川町第二白百合保育園 | 57 | 66 | 66 | 68 | 69 | 60 | 115.0% |
| | ゆきのこ保育園 | 131 | 125 | 128 | 126 | 131 | 120 | 109.2% |
| | 大平保育園 | 101 | 102 | 101 | 101 | 95 | 90 | 105.6% |
| | 柳町ひまわり保育園 | | | 79 | 91 | 93 | 90 | 103.3% |
| | エビナ保育園 | 79 | 80 | 83 | 89 | 82 | 80 | 102.5% |
| | あすなろ保育園 | 49 | 55 | 53 | 54 | 52 | 60 | 86.7% |
| | 脇野沢保育園 | 36 | 24 | 19 | 20 | 19 | 30 | 63.3% |
| | 小計 | 750 | 736 | 822 | 835 | 818 | 800 | 102.3% |
| 保育児童数合計 | 1,181 | 1,161 | 1,146 | 1,119 | 1,081 | 1,170 | 92.4% | |
| 合計の内、0～2歳児数 | 383 | 364 | 335 | 349 | 363 | | | |

※広域受託児童は含まない

ほとんどの保育所において、乳児・障害児・延長保育サービスを実施しています。ただし、一時保育については、大畑中央保育所1箇所のみが実施しています。

また、幼稚園については、市内9施設のうち8施設で預かり保育サービスを実施しています。

保育活動の状況（平成21年4月現在）

| | | 開所時間 | 受入年齢 | 乳児保育 | 障害児保育 | 延長保育 | 一時保育 | 子育て支援センター | 保育所地域活動事業 |
|--------|-------------|------------|---------|------|-------|------|------|-----------|-----------|
| 公立 | 新町保育所 | 7:30～18:30 | 生後6か月～ | ○ | ○ | ○ | | | |
| | 横迎町保育所 | 7:30～18:30 | 生後6か月～ | ○ | ○ | ○ | | | |
| | 緑町保育所 | 7:30～18:30 | 1歳～ | | ○ | ○ | | | |
| | 大畑中央保育所 | 7:30～18:30 | 生後6か月～ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 法人立 | 近川保育園 | 7:00～18:30 | 生後6か月～ | ○ | ○ | ○ | | | ○ |
| | 並木保育園 | 7:00～18:30 | 生後6か月～ | ○ | ○ | ○ | | | |
| | 海の子保育園 | 7:00～18:30 | 生後6か月～ | ○ | | ○ | | | |
| | 白百合保育園 | 7:00～18:30 | 生後6か月～ | ○ | | ○ | | | |
| | 小川町第二白百合保育園 | 7:00～18:30 | 生後6か月～ | ○ | ○ | ○ | | | |
| | ゆきのご保育園 | 7:00～18:30 | 生後6か月～ | ○ | | ○ | | | ○ |
| | 大平保育園 | 7:00～18:30 | 生後6か月～ | ○ | ○ | ○ | | ○ | |
| | 柳町ひまわり保育園 | 7:00～18:30 | 生後6か月～ | ○ | ○ | ○ | | ○ | |
| | エビナ保育園 | 7:00～18:30 | 生後6か月～ | ○ | ○ | ○ | | | |
| | あすなる保育園 | 7:10～18:00 | 生後10か月～ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 脇野沢保育園 | 7:30～17:30 | 生後3か月～ | ○ | ○ | | | | | |

※子育て支援及び保育所地域活動については、補助対象に該当する以外の施設でも独自の活動が行われています。

幼稚園の概要（平成21年5月1日現在）

| | 登園時間 | 降園時間 | 預かり保育 | 土曜登園 | 定員 | 入園児数 | 入園率 |
|-------------|-------------------|--------------------|-------|-------------|-------|------|--------|
| 大湊幼稚園 | 8:00 | 14:00 | ○ | | 220 | 95 | 43.2% |
| 大湊カトリック幼稚園 | 7:45 | 通常14:00 午前11:30 | ○ | ○ 希望により | 140 | 72 | 51.4% |
| こばと幼稚園 | 10:00まで | 平日14:00 土曜13:00 | ○ | ○ 第1・3・5 | 200 | 71 | 35.5% |
| 星美幼稚園 | 8:30～9:30 | 14:00 | ○ | | 160 | 163 | 101.9% |
| 田名部幼稚園 | 8:30 | 14:00 | | | 40 | 10 | 25.0% |
| 田名部カトリック幼稚園 | 8:30～9:00 | 通常14:00 午前11:30 | ○ | ○ 希望により | 90 | 87 | 96.7% |
| むつひまわり幼稚園 | 開園7:30 平常10:00 | 14:00 | ○ | | 160 | 157 | 98.1% |
| あたご幼稚園 | 8:00～ | 15:00 預かり15:00～ | ○ | ○ 第1・3・5 | 80 | 33 | 41.3% |
| こすもす幼稚園 | 夏 8:00 冬 8:15 | 夏 15:30 冬 15:00 | ○ | ○第1・3・5 | 100 | 36 | 36.0% |
| 合計 | | | | | 1,190 | 724 | 60.8% |

2 小中学校の概況

本市には、小学校が 15 校、中学校が 9 校あり、生徒数は減少傾向となっています。

また、下校後保護者がいない小学生を対象とした放課後児童健全育成事業としたなかよし会や放課後児童クラブ、安全で安心な子どもの活動拠点としての放課後子ども教室などがあります。

小学校児童数の推移（各年 5 月 1 日）

（単位：人）

| | | 平成 17 年 | 平成 18 年 | 平成 19 年 | 平成 20 年 | 平成 21 年 |
|-------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 旧むつ市 | 第一田名部小学校 | 585 | 538 | 515 | 522 | 503 |
| | 第二田名部小学校 | 646 | 656 | 647 | 631 | 631 |
| | 苫生小学校 | 659 | 623 | 610 | 609 | 603 |
| | 第三田名部小学校 | 248 | 255 | 267 | 277 | 289 |
| | 関根小学校 | 73 | 71 | 64 | 70 | 77 |
| | 烏沢小学校 | 30 | 25 | 22 | | |
| | 奥内小学校 | 74 | 77 | 72 | 77 | 67 |
| | 大平小学校 | 662 | 664 | 606 | 637 | 612 |
| | 大湊小学校 | 200 | 186 | 189 | 206 | 195 |
| | 城ヶ沢小学校 | 49 | 43 | 40 | 40 | 39 |
| | 角違小(中)学校 | 17 | 19 | 18 | | |
| 小計 | 3,243 | 3,157 | 3,050 | 3,069 | 3,016 | |
| 旧川内町 | 第一川内小学校 | 193 | 189 | 184 | 206 | 190 |
| | 桧川小学校 | 30 | 26 | 17 | | |
| | 宿野部小学校 | 9 | 6 | 2 | | |
| | 蛸崎小学校 | 17 | 13 | 12 | | |
| | 第二川内小学校 | 20 | 17 | 16 | 15 | 14 |
| | 小計 | 269 | 251 | 231 | 221 | 204 |
| 旧大畑町 | 大畑小学校 | 342 | 331 | 327 | 298 | 300 |
| | 正津川小学校 | 66 | 65 | 62 | 58 | 51 |
| | 二枚橋小学校 | 16 | 11 | 15 | 12 | 9 |
| | 小目名小学校 | 4 | 4 | 5 | | |
| | 関根橋小学校 | 6 | 4 | 4 | | |
| | 小計 | 434 | 415 | 413 | 368 | 360 |
| 旧脇野沢村 | 脇野沢小学校 | 113 | 107 | 95 | 85 | 73 |
| | 小計 | 113 | 107 | 95 | 85 | 73 |
| 合計 | | 4,059 | 3,930 | 3,789 | 3,743 | 3,653 |

中学校生徒数の推移（各年5月1日）

（単位：人）

| | | 平成 17 年 | 平成 18 年 | 平成 19 年 | 平成 20 年 | 平成 21 年 |
|-------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 旧むつ市 | 田名部中学校 | 716 | 760 | 755 | 758 | 726 |
| | むつ中学校 | 269 | 305 | 313 | 273 | 255 |
| | 関根中学校 | 69 | 62 | 64 | 61 | 60 |
| | 近川中学校 | 60 | 58 | 45 | 37 | 39 |
| | 大平中学校 | 321 | 325 | 312 | 309 | 336 |
| | 大湊中学校 | 143 | 137 | 129 | 120 | 114 |
| | 角違(小)中学校 | 11 | 10 | 6 | | |
| | 小計 | 1,589 | 1,657 | 1,624 | 1,558 | 1,530 |
| 旧川内町 | 川内中学校 | 149 | 159 | 147 | 140 | 134 |
| 旧大畑町 | 大畑中学校 | 244 | 236 | 218 | 220 | 210 |
| 旧脇野沢村 | 脇野沢中学校 | 79 | 66 | 63 | 58 | 60 |
| 合 計 | | 2,061 | 2,118 | 2,052 | 1,976 | 1,934 |

放課後児童クラブの利用者数の推移（各年5月1日）

（単位：人、％）

| | 平成 17 年 | 平成 18 年 | 平成 19 年 | 平成 20 年 | 平成 21 年 | 現在の 定員 | 平成 21 年 充足率 |
|----------------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|----------------|
| 第一田名部小学校なかよし会 | 72 | 76 | 73 | 82 | 84 | 90 | 93.3% |
| 第二田名部小学校なかよし会 | 76 | 80 | 85 | 93 | 100 | 90 | 111.1% |
| 第三田名部小学校なかよし会 | 35 | 38 | 36 | 34 | 42 | 50 | 84.0% |
| 苦生小学校なかよし会 | 87 | 84 | 77 | 90 | 75 | 90 | 83.3% |
| 大平小学校なかよし会 | 79 | 62 | 70 | 67 | 91 | 80 | 113.8% |
| 大湊小学校なかよし会 | 30 | 26 | 33 | 24 | 21 | 30 | 70.0% |
| 奥内小学校なかよし会 | 21 | 23 | 17 | 21 | 18 | 20 | 90.0% |
| 関根小学校なかよし会 | 11 | 9 | 8 | 9 | 24 | 30 | 80.0% |
| 第一川内小学校なかよし会 | 22 | 22 | 16 | 20 | 20 | 30 | 66.7% |
| 中島児童館放課後児童クラブ | 74 | 76 | 74 | 82 | 80 | 70 | 114.3% |
| 湯坂下児童館放課後児童クラブ | 24 | 15 | 23 | 16 | 6 | 30 | 20.0% |
| 正津川児童館放課後児童クラブ | 21 | 20 | 13 | 19 | 19 | 20 | 95.0% |
| 合 計 | 552 | 531 | 525 | 557 | 580 | 630 | 92.1% |

第4節 子どもや子育てに関する施設の概況

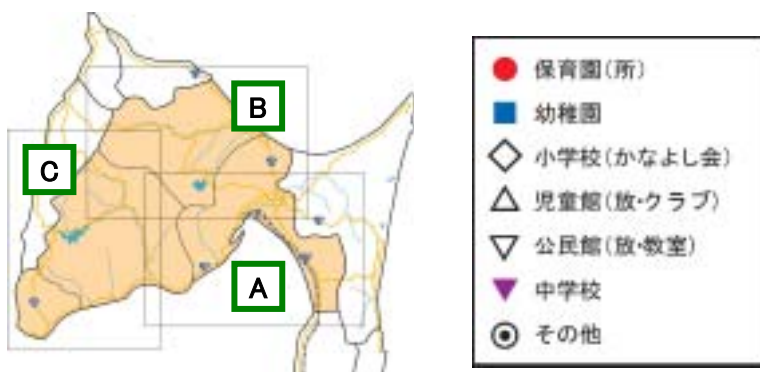
むつ市の保育・教育に関わる施設は、認可保育所が 15 か所（公立 4 か所、民間 11 か所）、幼稚園が 9 園、小学校が 15 校、中学校が 9 校、高校が 5 校、特別支援学校が 1 校、放課後児童クラブ（なかよし会、児童館）が 12 か所などとなっています。

その他、子どもに関わる公共施設として、下北文化会館・図書館・各地区のコミュニティセンターなどがあります。

むつ市の子育て関連施設（保育所（園）・幼稚園等）



※「★」印は地域子育て支援センター事業実施施設



むつ市の子育て関連施設（保育所（園）・幼稚園等）



B



C

※「★」印は地域子育て支援センター
事業実施施設

- 保育園(所)
- 幼稚園
- ◇ 小学校(かなよし会)
- △ 児童館(放・クラブ)
- ▽ 公民館(放・教室)
- ▼ 中学校
- ◎ その他

むつ市の子育て関連施設（小中学校・公民館・その他施設等）



A



第5節 子育てに関する住民ニーズと課題

1 子育てに関するアンケートの実施

本計画の策定にあたり、平成20年11月に、就学前児童の保護者及び小学生の保護者に子育ての現状やニーズに関するアンケートを実施しました。調査の概要は以下の表の通りです。

| 種類 | 区分 | 内容 |
|-------|------|------------------------|
| 就学前児童 | 対象者 | 0～5歳までの児童の保護者（悉皆） |
| | 対象者数 | 3,534人 |
| | 回収数 | 2,556票 |
| | 回収率 | 72.3% |
| 小学生児童 | 対象者 | 小学1年生～6年生までの児童の保護者（悉皆） |
| | 対象者数 | 3,730人 |
| | 回収数 | 3,411人 |
| | 回収率 | 91.4% |

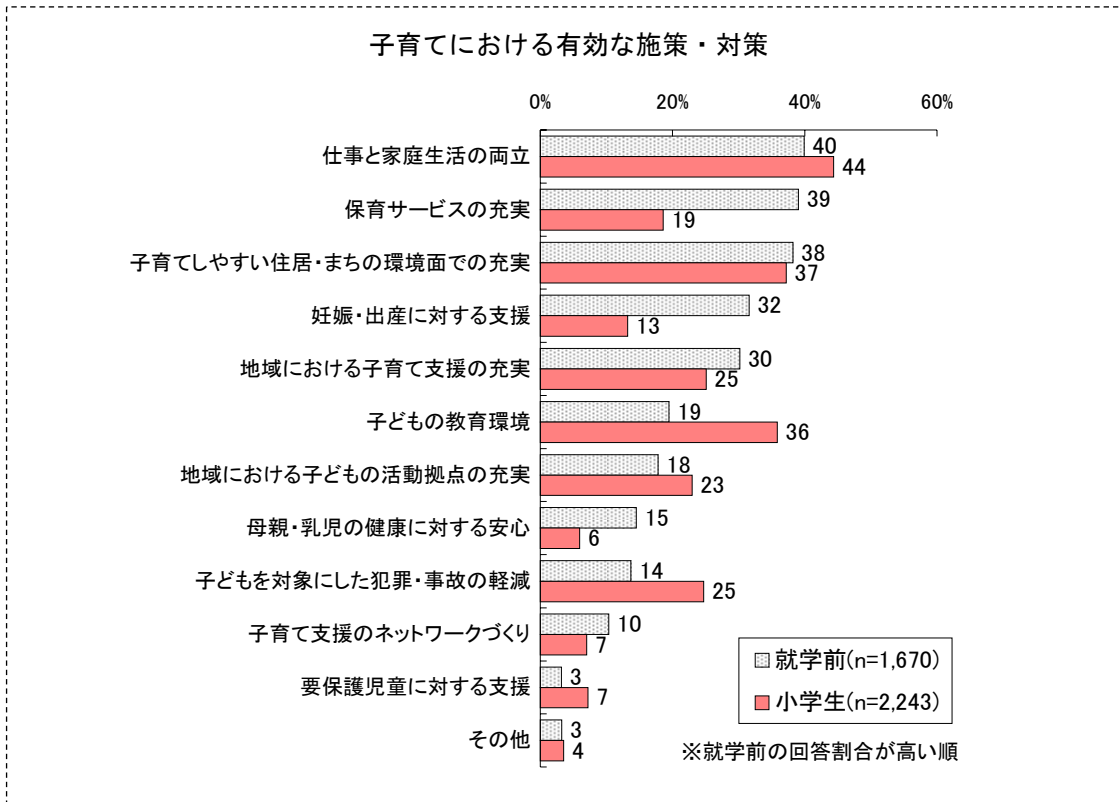
2 今後の次世代育成支援に向けた課題

ニーズ調査等に基づき整理した、今後の次世代育成支援に向けた課題は以下の通りです。

■ 仕事と子育てを両立するための環境整備

近年、女性の社会進出が著しくなるのに伴い、仕事と子育てを両立するための施策が充実し、女性が働きやすい環境整備が進んできています。一方で、むつ市においては、ニーズ調査によると、出産を契機に約4割の女性が離職しています。その離職した女性の多くは、「育児休業等の仕事と家庭の両立支援制度が整っていれば仕事を継続していた」と回答しています。別の問では、子育てにおける有効な施策として、多くの人々が「仕事と家庭の両立」と答えています。また、「会社に育児休業制度があっても取得しにくい」や、「子育てをするために休みやすい職場環境を整えて欲しい」などの意見もあり、子どもを持つ母親が働きやすい職場環境の見直しを図る必要があると思われます。

しかし、これには企業側の支援制度活用の促進努力が必要であり、この問題に行政が直接関わることは難しい現状ですが、行政から企業へ積極的に支援制度活用の促進努力の働きかけを行うことや、行政が、もっと支援制度を活用しやすいように企業や親などとの話し合いの機会を多く持ち、支援制度を利活用しやすい環境づくりが望まれています。



■ 多様な子育て支援ニーズへの対応

前項の「仕事と子育てを両立するための環境整備」を実現するためには、子どもを持つ親が、就労している間、安心して子どもを預けることができる体制が必要です。ニーズ調査によると、「認可保育所」や「幼稚園」への利用希望だけでなく、「事業所内保育施設」や「認定子ども園」への利用希望が多く、また、就労している親にとっては、子どもの急な病気への対応は容易ではなく、その預かりサービスとして「病児・病後児保育」や、私用などの目的による「一時保育」についても利用意向が高くなっています。さらに、親の就労状況にあわせた保育サービスや放課後児童クラブの利用時間拡大、日曜保育などの要望もあり、このようなニーズに対する体制の整備が必要であると思われます。

しかし、このように多様化するニーズに行政が十分な対応を行うことは難しいため、行政が地域住民による子育てサポート活動の資金的な後押しを行い、その活動を行政による子育て支援サービスの補完的なサービスと位置づけるなどの検討を行い、保育サービスの充実を図っていくことが必要と思われます。さらに、これらの子育てサポート活動は、旧むつ市での活動に留まっているため、旧3町村にも広げていくことが望まれます。ただし、これらの地域と旧むつ市との間では人口格差があり、また行政区域が広範であるため、サービスの維持・運営には行政による十分な検討を加える必要があります。

■ 子どもや子育て世帯が住みやすいまちづくり

子どもや子育て世帯が安心・安全にその町で暮らしていけるまちづくりが求められています。ニーズ調査においては、有効な支援施策として、多くの人々が「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」と回答しています。別の問では、「地域における防犯対策」や、「歩道の整備」、「授乳室やおむつ交換場所の整備」、「不審者対策」などの意見があげられています。

このことから、歩道・市内の施設などのバリアフリー化や防犯活動・不審者対策などに行政・警察・地域住民が連携して取り組み、子どもが犯罪にあわないような安心・安全に暮らすためのまちづくりに一層努める必要があると思われます。

■ 子どもの遊び場の整備

子どもがのびのびと自由に遊び、子ども同士で交流することができる場所の確保は、子どもの健全な成長のために必要なことです。ニーズ調査によると、市内の遊び場に関して、「雨の日に遊べる場所がない」、「近くに遊び場がない」などの意見が多くあがっています。

このことから、子どもが身近な場所で気軽に遊べる屋内活動の場や公園などの遊び場の整備が望まれています。

■ わかりやすい情報提供や相談体制の整備

地域の人々の関係が希薄化していく中で、子育てをする親が知りたい情報を取得することや、困ったときに相談できる場所があることは重要です。ニーズ調査によると、子育て情報について、入手が容易ではないと答える人が多く、また、「情報提供方法の見直し」や、「気軽に相談できる場所の確保」といった意見もあがっています。

むつ市においては、保育の専門家に相談することができる地域子育て支援センターや同じ環境下にいる親と交流ができる子育てサークルなどがあります。そこで、行政は、子育てをする親が孤立することのないよう情報交換をしたりする仲間などをみつけて、地域のつながりを深めていけるように、このような子育て施設やサークルなどの利活用を促すべく、子育てに関する情報提供方法の見直し、あるいは、より積極的な情報提供をしていくことが望まれています。

■ 小児医療体制の充実

地域において、安心して子どもを産み、育てていくことは大切です。ニーズ調査からは、近所に小児科医院がないことや夜間・休日などに利用できる小児医療サービスがないなど、小児医療に関する不安の声があがっています。子どもが病気の際に、安心して、医療サービスが受けられるように、各地域における小児科医の確保、夜間・休日などの小児医療サービスの提供に努めることが求められています。しかし、小児医療の充実については、全国的にもサービスの不足や地域間の偏在が生じており、十分な対応を行うことは難しいため、子どもの病気・怪我に関する予防法や処置の方法についての冊子等を作成し情報提供を行うことや、県が開設している休日の夜間相談窓口などの利用を促し、子どもの病気や怪我などに対する不安解消に努める必要があると思われまます。

■ 子育て世帯への経済支援

子どもを育てていくには、医療費や教育費など、多額の負担が必要になってきます。ニーズ調査によると、保育料や医療費の負担軽減、児童手当や出産祝金などの拡充・整備などの意見があがっており、子育てを行う家庭が子どもを健やかに育てていくことができるように、行政による経済支援を検討し、子育てに伴う費用負担を減らしていくことが望まれています。

■ ひとり親世帯や障害児世帯への支援

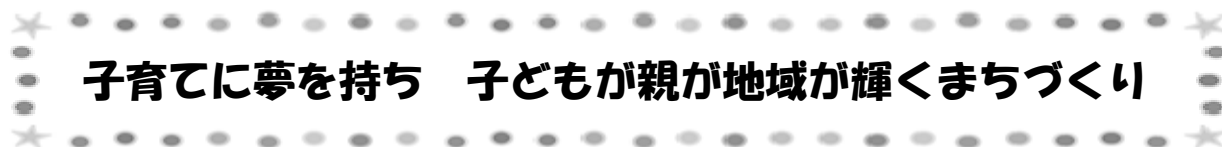
ひとり親世帯や障害児世帯については、通常の世界帯に比べ支援を必要とする場合が多く、ニーズ調査からは、これらの世帯から支援を要望する意見があげられており、経済的に自立し、安心して子育てしていけるように、行政は、経済的な支援およびその拡充、ならびに保育サービスなどの子育て支援に関し、包括的な支援策を講ずるよう努めていくことが望まれています。

計 画

第4章 計画の基本的な方向

第1節 基本理念

次世代育成支援地域行動計画「むつ市子育てプラン21」（後期計画）では、前期計画を踏襲し、基本理念を「子育てに夢を持ち 子どもが親が地域が輝くまちづくり」とします。



出産や子育てに関する様々な負担や障害をできるだけ軽減していくとともに、地域社会全体で支援していく体制づくり、また、家族の豊かな愛情のもとで、子どもが健やかに育っていける環境づくりを総合的に進めます。

第2節 8つの基本的視点

基本理念の実現に向けて、以下に示す8つの方向性を行動計画において大切にすべき基本的視点とします。

● 子どもの視点

すべての子どもが、個性を発揮し、自立心や社会性を養い、思いやる心を育めるよう、子どもの生活にゆとりを確保し、のびのびと成長できる教育を進めるとともに、自然とのふれあいの機会、多様な体験の場などの提供により、子どもが健やかに育っていける環境づくりを推進します。

● 次代の親づくりという視点

子どもを持つことの妨げとなる様々な制約を取り除き、子どもを産み育てることを希望する男女が、親としての自覚と責任を持ち、ともに喜びや悲しみを感じながら安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを推進します。

● サービス利用者の視点

親の就労機会が増大し、就労環境が変化する一方で、子育てと仕事の両立が難しくなっていることから、利用者が身近なところで必要とするサービスを受け、子育てしながら安心して働くことができる環境づくりを推進します。

● **社会全体による支援の視点**

子育ては家庭で最も重要な機能であり、その責務も家庭で負わなければなりません。しかしながら、家庭における養育機能の低下や子どもを取り巻く環境の変化に伴い、子育てを個人や家庭のみで解決されるべき問題として捉えるのではなく、社会全体の問題として考え、子育てを地域社会で支援していきます。

● **すべての子どもと家庭への支援の視点**

核家族化の進行の結果、子育てを学ぶ機会の減少や近隣との繋がりが希薄化し、子育てに対する不安や孤立化といった問題が生じており、共働き家庭やひとり親家庭のみならず、専業主婦家庭も含めた全ての家庭に対して、子どもの成長過程に応じた支援をしていきます。

● **地域における社会資源の効果的な活用の視点**

急激な社会の変化の中で、子どもたちを取り巻く生活環境も大きく変化し、子ども連れの外出が困難になったり、また、子どもが自然から遠ざけられ、身近な遊び場を失ったりしている状況にあることから、地域における社会資源の活用により、子どもたちが安心して生活できる環境づくりを推進します。

● **サービスの質の視点**

少子化、核家族化の進行や子どもを取り巻く環境の変化により、育児不安や育児補完機能へのニーズが増大していることから、個々の家庭の状況に応じた、最適なサービスの総合的な提供を推進します。

● **地域特性の視点**

豊かな自然に囲まれ、家族の絆、地域の連携が少なからず残されている地域の特性を活かし、地域で生じた問題は、できる限り地域で解決に向けて取り組むことができる地域コミュニティの体制を推進します。

第3節 基本目標

8つの基本的視点に基づく基本理念を実現するために、次の4つを次世代育成支援地域行動計画「むつ市子育てプラン 21」（後期計画）における基本目標とし、総合的に施策を推進していきます。

また、これらの基本目標に基づいて、今後5年間（平成 22～26 年度）で推進すべき施策を以下のとおり定めます。

施策の体系

| 基本目標と大項目 | 中項目 |
|--------------------------------------|---------------------------|
| 【基本目標1】子育てをしているすべての家庭を支援するために | |
| 【1】地域における子育ての支援 | 地域における子育て支援サービスの充実 |
| | 保育サービスの充実 |
| | 幼稚園における支援の充実 |
| | 子育て支援のネットワークづくり |
| | 児童の健全育成 |
| | 経済的負担の軽減 |
| 【2】母と子の健康の確保と増進 | 子どもや母親の健康の確保 |
| | 食育の推進 |
| | 思春期保健対策の充実 |
| | 小児医療の充実 |
| 【基本目標2】子育てにやさしい職場環境づくりのために | |
| 【3】仕事と生活の調和の推進 | 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し |
| | 仕事と子育ての両立の支援 |
| 【基本目標3】親と子の学びと育ちを応援するために | |
| 【4】子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 | 次代の親の育成 |
| | 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備 |
| | 家庭や地域の教育力の向上 |
| | 子どもを取り巻く有害環境対策の推進 |
| 【5】要保護児童への対応等きめ細やかな取組の推進 | 児童虐待防止対策の充実 |
| | ひとり親家庭等の自立支援の推進 |
| | 障害のある児童に対する支援の充実 |
| 【基本目標4】子どもが健やかに育つ安心なまちづくりのために | |
| 【6】子育てを支援する生活環境の整備 | 良質な住宅の確保 |
| | 良好な居住環境の確保 |
| | 安全な道路交通環境の整備 |
| | 安心して外出できる環境の整備 |
| | 安全・安心まちづくりの推進等 |
| 【7】子ども等の安全の確保 | 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 |
| | 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 |
| | 被害に遭った子どもの保護の推進 |

第5章 施策の方向

【基本目標1】子育てをしているすべての家庭を支援するために

第1節 地域における子育ての支援

すべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における子育て支援サービスの充実、利用実態を踏まえた保育サービスの充実、子育て支援サービスのネットワーク形成の促進、児童が安全に過ごすことのできる居場所づくりの推進を目指します。

1 地域における子育て支援サービスの充実

地域子育て支援センター（市内3か所）を開設し、子育て親子やサークルが気軽に集い活動できる場の提供や、相談及び子育てに関する情報を提供するなど、地域における子育てを支援する取組を進めています。

また、ファミリー・サポート・センター事業を平成21年6月から開始し、育児の支援を受けたい方と援助を行ないたい方を会員として登録して、子育ての助け合い活動の促進に努めています。

今後も、子育て支援の拠点として活用しながら、次代を担う子どもたちが地域とのかかわりの中で、健やかに生まれ育つことができるような子育て支援サービスの充実・情報の提供を図ります。

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-------------------|--|-------|
| ファミリー・サポート・センター事業 | 育児の援助を行いたい者と援助を受けたい者を組織化し、相互援助活動を行うためのセンターです。 今後も、普及・啓発に努め、登録会員数の増加や育児支援等の利用促進を図ります。 | 児童家庭課 |
| 放課後児童健全育成事業 | 小学校低学年児童を対象に、適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図るため、放課後児童クラブ（なかよし会、児童館）の設置・運営をしています。 | 児童家庭課 |
| 地域子育て支援拠点事業 | 保育所等において、地域子育て支援センターとして、親子の交流やつどいの場の提供、子育てに関する相談や情報の提供、子育てサークルへの支援活動等の総合的な子育て支援を実施しています。 今後も、内容の充実・情報の提供を図り、子育て支援の拠点として活用を図ります。 | 児童家庭課 |
| 家庭的保育事業 | 一定の基準により保育ママとして認定した保育者（家庭的保育者）の居宅において少人数の3歳未満児の保育について検討を行います。 | 児童家庭課 |

| 事業名 | 内 容 | 担当課 |
|-----------------------|--|-------|
| ショートステイ事業 | 家庭の保護者が疾病等の理由により、家庭での児童の養育が困難になった場合、児童養護施設等で一時的な養育について検討を行います。 | 児童家庭課 |
| 「子育て支援総合コーディネーター」配置事業 | 多様な子育て支援サービスに関する情報を一元的に把握し、保護者への情報提供、ケースマネジメント、利用援助等の実施を図ります。 | 児童家庭課 |

2 保育サービスの充実

子どもが病気の時や親の緊急の用事のために子どもを親戚等に預けるのが困難と感じる保護者や、子育て中の親が残業や休日出勤をするケースも増えており、一時預かりや延長保育など、保育サービスに対するニーズは多様化しています。

こうしたことから、むつ市では、特別保育事業として乳児保育事業、障害児保育事業、延長保育事業、一時預かり事業などを実施しています。

今後も、保育所への乳幼児等の柔軟な受け入れ、入所ニーズに応じた定員の見直し、保育ニーズに対応した施設整備、多様な設置主体の保育経営への参入などを促進し、保護者が保育所を選択できる保育体制の構築に努めます。また、多様な保育ニーズに対応するため、必要な保育士を確保するとともに、研修の充実等により質の向上に努めます。

さらに、働く形態の多様化に対応した乳幼児保育をはじめとする特別保育事業を行う保育所の充実及び拡張に努めるとともに、夜間保育及び休日保育については、需要の動向を見極めながら実施を検討していきます。



| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|------------|---|----------------|
| 乳児保育事業 | 産休明けからの乳児保育の実施について継続するとともに、その充実を図ります。 | 児童家庭課 |
| 延長保育事業 | 開所時間を超える保育の実施について継続するとともに、その充実を図ります。 | 児童家庭課 |
| 一時預かり事業 | 保護者の冠婚葬祭、傷病等の緊急時に一時的に行う保育事業の拡充を図ります。 | 児童家庭課 |
| 障害児保育事業 | 健常児とともに集団保育が可能な障害のある児童の保育の拡充を図ります。 | 児童家庭課 |
| 特定保育事業 | 3歳未満児を対象に2、3日程度、又は午前か午後のみ利用について、需要の動向を見極めながら、実施を検討します。 | 児童家庭課 |
| 夜間保育事業 | 午後7時以降の保育の実施について、需要の動向を見極めながら、実施を検討します。 | 児童家庭課 |
| 休日保育事業 | 日曜、祝祭日の保育について、需要の動向を見極めながら実施を検討します。 | 児童家庭課 |
| 病児・病後児保育事業 | 回復期までは至らないが病状に当面急変の認められない児童や、病気やケガの回復期にある児童で、親の就労やその他の理由により家庭での保育に支障があるケースなどに対応するため、病児・病後児保育を整備します。 | 児童家庭課 |
| 保育所地域活動事業 | 地域住民との世代間交流を始めとする保育所地域活動を、保育所・保育園の実情に合わせて実施します。 | 児童家庭課 |
| 保育施設危機管理整備 | 火災への対応、部外者の進入を防止するなど安全に配慮し、危機管理に対応した設備の整備を促進します。 | 児童家庭課 |
| 保育所増築等 | 保育需要に対応するため、地域の状況を勘案して、定員の見直しや保育施設の整備を検討します。 | 児童家庭課 |
| 保育所等改築 | 老朽化した保育所等の移転、改築を計画的に進め、保育環境の整備に努めます。 | 児童家庭課 |
| 保育所環境改善 | 保育施設の環境改善を図るため、調理室へのエアコン設置等に努めます。 | 児童家庭課 |
| 保育所遊具等整備 | 遊具の整備、拡充に努め保育環境の充実に努めます。 | 児童家庭課 |
| 保育所民営化推進 | 公立保育所の民営化及び業務の委託について、調査検討し、実施の促進を図ります。 | 児童家庭課 |
| 幼保連携促進 | 施設の共用化、子育て支援事業の連携、合同研修の開催など、地域の子育て環境の充実に努め、実情や需要に応じた連携の促進を図ります。 | 教育委員会 児童家庭課 |

3 幼稚園における支援の充実

小学校就学前の乳幼児期は人間形成にきわめて重要な時期であることから、子どもたちが集団生活の中で遊びや自然体験などを通し、自立と自信をつけることのできる就学前教育の充実を図ります。

また、地域の幼児教育センターとしての役割を果たすとともに、幼児教育の専門技術を活かし、地域の保護者の子育てに関する相談に応じたり、交流の場の提供などを通じて地域とのかかわりを深め、幼稚園を子育て支援の場としてより広く活用することにより、子育て支援の充実を図ります。

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----------------|---|----------------|
| 幼児教育センターの機能の充実 | 修学前教育を担う私立幼稚園の振興を図り、地域における幼児教育センターとしての機能の充実を図ります。 | 教育委員会 児童家庭課 |
| 幼稚園における子育て支援活動 | 未就園児の親子登園、子育てサークルの支援、子育てに関する相談や情報提供を拡充します。 | 教育委員会 児童家庭課 |
| 受け入れ児童の拡充 | 受け入れ児童の拡充を図るため、満3歳児の受け入れを拡充します。 | 教育委員会 児童家庭課 |
| 預かり保育の充実 | 希望する園児を対象に私立幼稚園で行っている預かり保育の拡充を図ります。 | 教育委員会 児童家庭課 |
| 障害児受け入れ体制の整備・拡充 | 地域の実情や家庭の要請に応じて障害のある児童の受け入れを拡充します。 | 教育委員会 児童家庭課 |
| 世代間交流 | 老人ホームの訪問等によるふれあい交流や、中・高校生等による体験学習など、異年齢間の交流を推進します。 | 教育委員会 児童家庭課 |
| 幼保連携促進（再掲） | 施設の共用化、子育て支援事業の連携、合同研修の開催など、地域の子育て環境の充実に努め、実情や需要に応じた連携の促進を図ります。 | 教育委員会 児童家庭課 |

4 子育て支援のネットワークづくり

子育て支援サービスを効果的に提供するためには、地域における子育て支援のネットワークづくりが必要です。そのために、子育て支援の基盤となる相談・支援のサービスを整備するとともに、地域子育て支援センター、子育てサークル、子育てメイト、かかりつけ医、かかりつけ歯科医及び子育てボランティア等の社会資源の活用を図り、身近な小地域で日常的な子育てを支援する体制の充実に努めます。

また、子育て関連の情報を交換する子育てサークル等の活動の場づくりを進めるとともに、子育てサークル相互の交流やネットワークの形成を促進し、子育て中の保護者等の子育て不安の解消が図られるよう努めます。

さらに、各種の子育て支援サービス情報をまとめた子育て支援マップ、子育てガイドブックの作成やインターネット・ホームページ開設によるわかりやすい情報の提供や、住民が子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、講演会や研修会等の開催による意識啓発等を推進します。

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|------------|---|-------|
| 子育てサークル等支援 | 子育てサークルなどの活動の場づくりを進め、サークル相互の交流やネットワークづくりを推進します。 | 児童家庭課 |
| 子育て情報提供 | 各種の子育て支援サービス情報をコンパクトにまとめた情報や子育てガイドブックを作成、提供します。 | 児童家庭課 |
| ホームページ開設 | 子育てサービス等の状況について、インターネット・ホームページ開設による情報提供を行います。 | 児童家庭課 |
| 講演会・研修会等開催 | 講演会、研修会などの開催により、子育てに関する学習の場の提供に努めます。 | 児童家庭課 |



5 児童の健全育成

子どもの自主性を尊重した子供会活動の活性化を推進し、地区PTAとの連携を図りながら、子供会が行うボランティア活動や地区活動の支援に努めます。

そのために、子育てメイト、高齢者、ボランティア関係機関・団体相互の連携強化や研修会等の実施による指導者の質の向上、民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動を強化し、地域での子育て支援の充実に努めます。

また、異年齢児、異なる地域等との交流や郷土の伝統文化等の伝承活動、地域行事への参加、スポーツ少年クラブ等の子どもたちの継続的なスポーツ交流活動等の活性化を推進します。

さらに、放課後、週末、長期の休みなどにおいて、児童が自主的に参加し、安全に過ごすことができる居場所づくりを進めます。

| 事業名 | 内 容 | 担当課 |
|-------------|---|----------------|
| 子供会活動支援 | 子どもの自主性を尊重した子供会活動の活性化を推進し、子供会が行うボランティア活動や地区活動を支援します。 | 教育委員会 |
| ボランティア活動支援 | 子育てを支援するボランティアを養成するとともに、地域住民の各種ボランティア活動を支援します。 | 児童家庭課 教育委員会 |
| 民生委員・児童委員活動 | 民生委員・児童委員及び主任児童委員による子どもや家庭に対する相談、援助活動の充実に努めます。 | 児童家庭課 |
| ふれあい交流 | 福祉施設等での世代間交流や郷土芸能などの伝承活動、料理教室など親子でふれあい交流する機会の促進を図ります。 | 児童家庭課 教育委員会 |
| スポーツ少年団支援 | スポーツを通じて個々の可能性や集団の中での積極性を養うため、スポーツ少年団での活動を奨励します。 | 教育委員会 |
| 芸術・文化活動支援 | 子どもや青少年に優れた芸術や文化の鑑賞機会の充実に努めます。 | 教育委員会 |
| 児童公園等整備 | 子どもが安心して遊べる空間である児童公園等の整備改善を図ります。 | 都市計画課 |
| 保育所園庭開放 | 保育所に入所していない親子に園庭を開放し、遊び場の提供や保育者・子どもたちとの交流の機会を提供します。 | 児童家庭課 |
| 幼稚園開放 | 親子が気軽に遊び、ふれあい、子育てに関する情報を交換する場や機会を提供します。 | 教育委員会 児童家庭課 |
| 学校施設開放 | 放課後や休日等における体育館、運動場等の学校施設の開放を行います。 | 教育委員会 |

| 事業名 | 内 容 | 担当課 |
|------------|---|-------|
| 児童センター整備 | 児童の健全育成の拠点として、空き店舗等の活用により、児童センターの整備を検討します。 | 児童家庭課 |
| 少年センター運営 | 関係機関・団体等との連携により、街頭補導やキャンペーン事業を実施して非行の防止・保護の徹底に努めます。 | 児童家庭課 |
| 青少年問題協議会 | 青少年の指導・育成・保護及び矯正に関する施策の実施のため、関係機関・団体との連絡調整を図ります。 | 児童家庭課 |
| 放課後子ども教室事業 | 安全・安心な放課後の子どもの活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・遊びや地域住民との交流活動等を推進します。 | 教育委員会 |

6 経済的負担の軽減

子育て支援を推進するため、保育所の保育料の軽減や、幼稚園の保育料等の補助、医療費助成制度等により、子育て家庭における家計への負担の軽減を図ります。

また、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当等を支給しています。

さらに、高校生及び大学生への奨学金貸付の継続を図り、次代を担う子どもたちの教育機会の拡大及び保護者の負担の軽減に努めます。

| 事業名 | 内 容 | 担当課 |
|----------------------|---|----------------|
| 児童手当 | 児童を養育している家庭の生活の安定と次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上のため児童手当を支給しています。 | 児童家庭課 |
| 児童扶養手当 | 父と生計を同じくしていない児童を養育している家庭の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当を支給しています。 | 児童家庭課 |
| 妊産婦・乳幼児及びひとり親家庭医療費助成 | 妊産婦・乳幼児及び母子家庭の医療費の負担を軽減するため、医療給付制度を継続実施し、医療費支援に努めます。 | 健康推進課 児童家庭課 |
| 幼稚園就園奨励助成 | 幼稚園就園を奨励し、幼児教育の機会均等を図るため、就園奨励助成を行います。 | 教育委員会 |
| 奨学金貸付 | 高校生、大学生及び、専門学校生等への奨学金貸付の継続を図り、保護者の負担軽減に努めます。 | 教育委員会 |

第2節 母と子の健康の確保と増進

母親や子どもの健康の確保や子どもを健やかに育てることができる環境整備を図る観点から、保健・医療や福祉などの連携・充実を図り、また、親の子育てへの不安解消のために、きめ細やかな相談や指導の体制の整備を図ることを目指します。

1 子どもや母親の健康の確保

妊娠時から出産、乳児期、幼児期と一貫した保健サービスを体系的に提供するとともに、家庭と保健・福祉・医療・教育機関との連携を充実させ、きめ細かな母子保健の充実に努めます。

また、生活習慣病予防のための小児肥満対策、妊娠初期から乳幼児までの歯科保健対策充実を図っていきます。

妊娠初期から適切なサポートが受けられ、子どもを安心して出産・育児ができるよう医療・保健・福祉が連携し、母子健康管理の充実を図ります。

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|------|--|-------|
| 健康教育 | 離乳食や子どもの健康について（心の成長、疾病について救急時の対応、歯磨きの仕方等）、健康教室を開催します。 【離乳食教室、赤ちゃん教室、両親学級等】 | 健康推進課 |
| 健康相談 | 地域ぐるみで健やかに子どもを産み育てるため地域住民の自主的な活動や育児不安を持つ母親などへの相談事業を実施します。 【妊婦届出時の窓口相談、妊婦電話相談、赤ちゃん相談・なんでも相談等】 | 健康推進課 |
| 健康診査 | 妊婦健診や3歳児までの集団健康診査の実施を充実させるほか、医療機関委託による乳児委託健康診査も実施します。 【乳児医療機関委託健診 10 か月、1歳6か月、2歳、3歳児健診】 | 健康推進課 |
| 発達相談 | 集団健診等において発達に遅れが見られ経過観察となった子ども及び、育児に不安をもつ親を対象に、子どもの健やかな発達を促すため、発達相談を実施します。【すこやか発達相談、ひよこ教室、未就学児指導教室】 | 健康推進課 |
| 予防接種 | 予防に重点をおいた子どもの健康づくりとして、集団、個別接種の接種率の向上と未接種者への接種勧奨に努めます。 | 健康推進課 |

| 事業名 | 内 容 | 担当課 |
|-----------------------------|---|----------------|
| 訪問指導事業 | 妊婦から、新生児・産婦・乳幼児を対象に、健診の結果や保護者からの相談から希望により、家庭訪問を行い乳幼児の健康管理や育児に関する支援を行っています。 | 健康推進課 |
| 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業) | すべての乳児（生後4か月まで）がいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることで、子どもの健やかな育成を図ります。 | 健康推進課 児童家庭課 |

2 食育の推進

子ども達が生涯にわたり健全な食生活を実践し、豊かな人間性を育むことができるように支援し、食生活は家庭が基本となることから、保護者への相乗効果を目的とします。

朝食欠食等の食習慣の乱れや思春期やせ症に見られるような心と身体との健康問題が子どもたちに生じていることから、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の理解と定着に努めます。

また、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保健、教育など関係機関と連携して、選べる力を身につけられるよう、食育推進計画にそって乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を行います。

| 事業名 | 内 容 | 担当課 |
|--------|--|-------|
| 栄養相談 | 離乳食教室や両親学級において、妊産婦や乳幼児の正しい食生活の普及を図るため、妊産婦等を対象とした食に対する適切な指導や情報の提供を行います。 | 健康推進課 |
| 食育推進事業 | 乳幼児期から思春期の児童・生徒及び保護者を対象に、体の仕組みや食品の役割・正しい食べ方や食事マナー等、生涯にわたる健康の基礎となる良い食習慣を身につけ、健康で過ごせるよう発達段階に応じた食に関する学習の機会の場を提供します。 【いただきます教室、虫歯予防教室、親子料理教室】 | 健康推進課 |

3 思春期保健対策の充実

思春期における心とからだの健康づくりを支援するために、家庭や学校保健と連携を図り、健康に対する基礎的・基本的な知識を理解させる健康教育の充実に努めます。

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-------|---|-------|
| 思春期教室 | 思春期の子ども達や関係者に対する性教育、喫煙、アルコール依存、薬物乱用など、啓発指導の講演会等を開催します。また、中高生を対象に乳幼児にふれあう機会をあたえ、生命の尊さを学び、母性・父性の育成を図ります。 【思春期健康教育、喫煙防止教室、乳幼児ふれあい体験、子育て関連講座等】 | 健康推進課 |

4 小児医療の充実

乳幼児の事故防止のための環境づくり、家庭における応急措置等についての情報提供に努めるほか、在宅当番医制度の充実、「こども救急電話相談」体制の啓発を図ります。

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|---------|-----------------------------------|-------|
| 在宅当番医制度 | 休日急患当番医制度の充実を図るとともに、実施体制の周知を図ります。 | 健康推進課 |



【基本目標2】子育てにやさしい職場環境づくりのために

第3節 仕事と生活の調和の推進

平成19年12月、国により、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

すべての人が仕事と生活のバランスや仕事と子育ての両立を図れる多様な働き方を選べるように「働き方の見直し」を進めるため、関係機関や地域住民への広報・啓発活動を行うことにより、これまでの働き方や子育てへの意識改革を図ります。

1 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

事業所における育児・介護休業制度の普及と活用しやすい環境づくりを関係機関と連携して促進します。

また、女性就業者の妊娠中及び出産後の適切な健康管理が図られるよう、事業所に対し、母性尊重と母性健康管理の必要性について周知するとともに、必要に応じて健康診査や医療が受けられるよう、時間の確保について市内事業所及び労働基準監督署などの関係機関と連携して啓発に努めます。

さらに、育児期間中の男女就業者が、子どもの養育のため弾力的な勤務時間が選択できるよう、事業所においてフレックスタイム制や短時間勤務体制等や、子どもの看護のための休暇制度の導入促進を図ります。

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-------------|--------------------------------------|-------|
| 育児休業制度等普及啓発 | 事業所における育児休業制度の一層の普及を促進するため啓発に努めます。 | 商工観光課 |
| 女性就業者健康管理啓発 | 妊娠中、出産後の女性就業者の健康管理、母性保護を図るため啓発に努めます。 | 商工観光課 |
| 子ども看護休暇制度啓発 | 子どもの看護のための休暇制度普及の啓発に努めます。 | 商工観光課 |

2 仕事と子育ての両立支援

仕事と子育ての両立が可能となるよう、育児休業取得者、育児を行う就業者に対する育児支援等の各種制度の情報提供を行います。

また、農林水産業や自営業は、家族による経営が多く、仕事と生活が密接につながっているため、労働時間が長く、休日等も不規則になりがちです。特に女性は家事・育児・介護等でも中心的な役割を果たしており、仕事・家庭の両面で働きすぎの状態にあるといえます。

このようなことから、女性が無理なく仕事と家庭を両立できるよう、労働上の役割分担や家事・育児等の分担を取り決めることも必要です。

さらに、育児をしながら働く男女就業者を支援するため、市内事業主に事業所内託児施設の設置を働きかけるなど、就労環境の整備を推進します。

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|----------------|---|-------|
| 育児支援等各種情報提供 | 育児休業取得者、育児を行う就業者に対する育児支援等の各種制度の情報提供に努めます。 | 児童家庭課 |
| 事業所内保育施設設置促進 | 認可保育所を保管する事業所内保育施設の設置について、事業所の理解を得ながら設置の促進に努めます。 | 児童家庭課 |
| 乳児保育事業（再掲） | 産休明けからの乳児保育の実施について継続するとともに、その充実を図ります。 | 児童家庭課 |
| 延長保育事業（再掲） | 開所時間を超える保育の実施について継続するとともに、その充実を図ります。 | 児童家庭課 |
| 障害児保育事業（再掲） | 健常児とともに集団保育が可能な障害のある児童の保育の拡充を図ります。 | 児童家庭課 |
| 休日保育事業（再掲） | 日曜、祝祭日の保育について、需要の動向を見極めながら実施を検討します。 | 児童家庭課 |
| 病児・病後児保育事業（再掲） | 回復期までは至らないが病状に当面急変の認められない児童や、病気やケガの回復期にある児童で、親の就労やその他の理由により家庭での保育に支障があるケースなどに対応するため、病児・病後児保育を整備します。 | 児童家庭課 |

【基本目標3】親と子の学びと育ちを応援するために

第4節 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、確かな学力の向上、道徳教育の充実、多様な体験活動の推進、家庭や地域の教育力の向上を図ることを目指します。

1 次代の親の育成

子育てや家事などの家庭責任を男女がともに担い、支えあうことができる環境づくりをめざし、「むつ市男女共同参画推進基本計画（むつみあいプラン）」（平成 15 年 3 月）に基づいて、あらゆる機会を通じた意識づくりや情報提供に努めます。

また、少子化問題についての意識啓発や情報提供、各種講座やセミナー等の開催を通じて子育てに関する知識の習得を促進し、少子化問題についての理解を深めるとともに、子育てを夫婦や家庭のみの問題とせず、社会全体で支援する気運の醸成に努めます。

さらに、中・高校生が、保育所、幼稚園及び乳幼児健診等の場を活用し、乳幼児とのふれあい等の体験をとおして、命や家庭の大切さ、子どもを生み育てることの喜びや楽しさ、意義などを知り、次代の親としての自覚と責任や社会性を育むための取組を推進します。

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----------|---|----------------|
| 男女共同参画啓発 | 男女がお互いの人権を尊重し、性別にとらわれることなく、その個性と能力を発揮できる男女共同参画意識を啓発するために、あらゆる機会を通じて情報提供を図ります。 | 企画課 |
| 少子化意識啓発 | 市広報等による意識啓発や情報提供、各種セミナー等の開催を図ります。 | 児童家庭課 |
| 乳幼児ふれあい体験 | 中・高生を対象に、乳幼児にふれあう機会を与え、生命の尊さを学び、母性、父性の育成を図ります。 | 児童家庭課 健康推進課 |

2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

子どもたちがそれぞれの発達の段階において、心身の健やかな成長ができるように、教育環境の整備・充実に努めます。

また、自ら学び、自ら考える力を身につけることができるような教育や豊かな心を育てる教育、個性を尊重する教育の充実など教育内容・方法の改善が図られるように努めます。

また、子どもに豊かな体験の場を提供し、子ども同士の集団形成を支え、社会性を培うような施策を推進します。

| 事業名 | 内 容 | 担当課 |
|------------------------|---|-------|
| 総合的学習取組み支援 | 一人ひとりの能力・適性に応じた教育を進め、基礎や自ら学び自ら考える力を身につけさせるため、きめ細かな指導や指導方法の一層の工夫・改善に努めます。 | 教育委員会 |
| 体験学習推進 | 児童生徒の休日の拡大に伴い、学校・家庭・地域社会の役割分担を明らかにするとともに、三者が連携した生活体験や自然体験などの体験活動の場の拡大に努めます。 | 教育委員会 |
| スクールサポーター配置事業 | 多動傾向や介助を必要とするなど特別な配慮を必要とする児童生徒の学校生活の支援を行います。 | 教育委員会 |
| 教育相談支援員派遣事業 | 不登校や不登校傾向の状態にあるなど特別な支援を必要とする児童生徒の支援を行うため教育相談支援員を配置し、児童生徒のカウンセリングを行うとともに、小中学校との連携を図りながら児童生徒の悩みや課題に対応します。 | 教育委員会 |
| 適応指導教室配置事業（教育研修センター設置） | 学校不適應の児童生徒の自立への支援を主たるねらいとし、学校復帰を図るための適応指導を行ないます。 | 教育委員会 |
| 情報教育推進 | 小・中学校において、情報通信の機能や仕組みを利用できる能力を身につけさせる情報教育の充実を図ります。 | 教育委員会 |
| ボランティア活動推進 | 資源回収や清掃活動などのボランティア活動を推進します。 | 教育委員会 |
| 幼稚園施設整備等助成 | 幼児教育が恵まれた環境の中で行われるよう、施設整備等の充実に対し助成を行います。 | 教育委員会 |

3 家庭や地域の教育力の向上

子育ての基本が家庭であることを認識し、親自身が子どもを教育する力を身につけることを支援し、その家庭を支える地域の力を育てる支援をします。

そのため、子育てに関する情報提供や、親同士の交流を図る機会、学習機会の提供に努めます。

また、子どもたちの思いやりの心、豊かな感性、自ら主体的にものごとに取り組むことのできる「生きる力」を育むため、恵まれた自然の中での自然体験活動、地域における生活体験や豊富な社会体験、また、異年齢集団での多彩な交流活動の場を提供するなど、子どもたちの学習機会の充実に努めます。

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|---------|--|----------------|
| 家庭教育支援 | 小中学校等において、子育ての学習機会や情報提供のほか相談や親子の交流等を実施します。 | 教育委員会 健康推進課 |
| 青少年体験学習 | 小中学生に、野外活動や郷土学習、交流など体験活動の機会を提供します。 | 教育委員会 |

4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

一般書店やコンビニエンスストア等で販売されたり、テレビやインターネット等のメディアで流される性や暴力等の有害情報は、子どもに対する悪影響が懸念されることから、関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力して、関係業界に対する自主的措置を働きかけています。

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|--------------|--|-------|
| 地域安全活動推進事業 | 関係機関・団体等の地域住民と連携・協力して関係業界に対する子どもへの有害情報の自主的措置の働きかけを推進します。 | 各課 |
| 生徒指導総合連携推進事業 | 学校、保護者、地域社会及び関係機関と連携し多様な問題行動等の予防や解決と児童生徒の健全育成に向けた地域ネットワークを構築して、生徒指導を推進します。 | 教育委員会 |

第5節 要保護児童へのきめ細やかな取組の推進

児童虐待防止のため、その発生予防から早期発見・早期対応等総合的な支援、ひとり親家庭への生活支援策や就業支援策等の福祉サービスの展開と自立・就業支援、また、障害のある児童へのきめ細やかなケアを目指します。

1 児童虐待防止対策の充実

児童虐待の早期発見のため、乳幼児健康診査などを活用するほか、要保護児童に関する通告義務等についての啓発を行うとともに、適切かつ早期の対応を図るため、児童相談所、民生委員・児童委員及び主任児童委員、保健医療機関、警察等関係機関による養育支援のネットワークの充実・強化を図り、児童虐待の未然防止を図っていきます。

また、保護者の育児不安や虐待・いじめ等の問題に早期に対応するため、必要な指導及び援助のための相談体制の充実を図り、総合的な親と子の心の健康づくり対策を推進します。

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|--------------|--|-------|
| 児童支援ネットワーク事業 | 要保護児童対策地域協議会の充実と関係者会議等により相談支援活動の拡充を図り、児童虐待の未然防止に努めます。 | 児童家庭課 |
| 児童虐待相談事業 | 地域に密着した相談の充実を図るとともに、要保護児童に関する通告義務についての広報・啓発に努めます。 | 児童家庭課 |
| 家庭児童相談事業 | いじめや不登校など、家庭の児童養育に関する相談への指導・援助の充実を図り、児童の自主性、社会性の育成に努めます。 | 児童家庭課 |

2 ひとり親家庭等の自立支援の推進

母子家庭、父子家庭等ひとり親家庭の生活安定のため、社会的・経済的なきめ細かな自立支援を実施します。

生活に様々な問題を抱えた女性の相談に応じるため、関係機関との連携を取りながら必要な指導により保護厚生を図っているところですが、家庭内における配偶者への暴力（DV）の防止に当たっては、警察や関係機関との連携をさらに深め、迅速な対応を図って行きます。

また、母子家庭の母の就業を促進するため、民間事業者に対する協力の要請や母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮等、必要な施策を講ずるよう努めるとともに、施策や取組についての情報提供を推進します。

| 事業名 | 内 容 | 担当課 |
|-------------|---|-------|
| 婦人相談事業 | 様々な問題を抱えた女性の相談・指導の充実を図るとともに、関係機関と連携し、配偶者への暴力(DV)の防止に努めます。 | 児童家庭課 |
| 母子家庭等就業推進事業 | 関係機関・団体との連携を図り、就業相談、講習会の実施、就業情報の提供等、一貫した就業支援の推進に努めます。 | 児童家庭課 |
| 母子福祉資金等貸付事業 | 母子家庭等に対し就学資金等を貸し付け、経済的自立の助成と児童の福祉を推進します。 | 児童家庭課 |

3 障害のある児童に対する施策の充実

少しでも障害を軽減できるよう、早期対応を推進するとともに、障害のある児童もそうでない児童も区別なく過ごせる環境を整備します。

そのために、早期からの教育相談や就学指導の充実を図り、すべての子どもの能力や可能性を最大限に伸ばしていく教育を進めるとともに、障害のある児童については一人ひとりの障害の種類や程度に応じた教育に努めます。

また、障害のある児童の発達を促し、健常な子どもとともに生きる心を育成するため、学校内での交流教育をはじめ、学校間交流及び地域交流を積極的に推進します。

| 事業名 | 内 容 | 担当課 |
|---------|---|-------|
| 育児相談 | 健康相談事業の中で、発達の遅れや障害の子どもへの育児相談に対応するとともに保護者の不安の軽減に努めます。 | 健康推進課 |
| 障害児教育相談 | 地域の障害のある児童のための療育の場として教育相談事業を実施し、子どもが持っている力を十分伸ばせるよう支援します。 | 児童家庭課 |
| 地域交流推進 | 学校間、学級間の交流及び学習の成果の地域への紹介等の地域交流を推進します。 | 教育委員会 |

【基本目標4】子どもが健やかに育つ安心なまちづくりのために

第6節 子育てを支援する生活環境の整備

子どもや親が安全・安心に暮らすために、道路交通環境の整備、公園をはじめとした公共物のバリアフリー化、子どもが犯罪被害にあわないよう配慮した環境整備を推進します。

1 良質な住宅の確保

若年の共働き世帯も入居できるような良質な公営住宅の供給に努めるとともに、子どもの養育及び成長に適した、公営住宅を整備し、居住水準の向上を図ります。

また、子育てをしやすいように、住宅の取得、増改築等に対する融資等の支援対策について、子育て中の世帯が有効活用できるように促進します。

さらに、持家又は借家を含め、広くゆとりある住宅の確保に資する情報の提供に努めます。

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|----------|------------------------------|-----|
| 住環境の整備促進 | 居住者が住みやすいと実感できる住環境の整備を促進します。 | 建築課 |
| 公営住宅整備 | 子育てに適したゆとりある公営住宅の整備を推進します。 | 建築課 |

2 良好な居住環境の確保

化学物質は、私たちの身の回りで様々な用途に使用されていますが、人の健康や生態系に対する影響が懸念されるダイオキシン類や環境ホルモンなどの化学物質について、啓発や情報提供に努めます。

また、室内空気環境の安全性を確保する観点から、シックハウス対策に関する相談や指導に努めます。

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|----------|---|-------|
| 化学物質環境対策 | 化学物質に関する啓発や情報提供を行います。 | 環境対策課 |
| 建築基準法の徹底 | 住宅やビル等の居室を対象として、クロルピリホスの使用禁止、ホルムアルデヒドに関する建築材料の使用制限等を義務づけています。 | 建築課 |

3 安全な道路交通環境の整備

交通量が増加する中、子どもや子ども連れの親等にも配慮した交通安全施設の整備を促進するとともに、子どもの交通事故防止についての広報・啓発活動を推進します。

また、死傷事故発生割合の高い歩行エリアにおいて、歩道、ハンプ、クランク等の整備を重点的に実施し、生活道路における通過車両の進入や速度の抑制、幹線道路における交通の流れの円滑化等を推進します。

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----------|--|-------|
| 交通安全啓発 | 交通事故防止についての広報・啓発活動を行います。 | 環境対策課 |
| 交通安全施設等整備 | 市民生活に密着した道路について、歩道設置、交差点改良、路肩整備、反射鏡・ガードレール・標識等の交通安全施設の整備を図ります。 | 環境対策課 |

4 安心して外出できる環境の整備

子どもや妊産婦、子ども連れの親等すべての人が安心して外出できるよう、道路や公園、公共交通機関、公的建築物等における段差の解消等のバリアフリー化に努めます。

また、公共施設や民間施設を問わず、不特定多数の人が利用する施設においては、トイレ内のベビーシートや授乳コーナー等の設置に取り組めます。

あわせて、各種のバリアフリー施設の整備状況等、子育て世帯への情報の提供を推進します。

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-------------|---|--------------|
| バリアフリー化推進 | 公共施設、交通機関等について、妊婦や子ども連れ等も安全かつ円滑に利用できるようバリアフリー化を推進します。 | 教育委員会 建築課 |
| 託児コーナー等設置推進 | 不特定多数の人が利用する施設において、託児コーナー、授乳コーナー等の設置を促進します。 | 建築課 |

5 安全・安心まちづくりの推進

安心、安全なまちづくりを推進するため、通学路や公園等における照明灯などの設置・維持管理による防犯に努めます。

また、地域社会における市民、事業者、ボランティア団体との連携により、防犯教育や犯罪被害防止のための情報提供・啓発活動を行い、地域の防犯意識の向上を図ります。

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----------|---|----------------|
| 照明、防犯設備整備 | 通学路や公園等における照明灯などの設置・維持管理に努めます。 | 土木課 都市計画課 |
| 広報啓発活動 | 市政だより、防災行政用無線及び地域コミュニティ放送エフエムアジュールむつ市防災メール「防災・かまふせメール」を通じ、各種安全・安心対策の情報を提供するとともに、行事等も紹介し、広報啓発活動を推進します。 | 広報広聴課 防災調整課 |



第7節 子ども等の安全の確保

子どもを交通事故や犯罪から守るため、警察、保育所、幼稚園、学校、児童館、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、参加・体験・実践型の交通安全教育の推進や犯罪防止のための体制整備を図ります。

1 子ども等の交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、幼稚園、学校等関係団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進します。

また、子ども及び子育てを行う親等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を段階的かつ体系的に行うとともに、地域の実情に即した交通安全対策を推進するため、交通教育に当たる職員の指導力の向上及び地域における民間の指導者の育成に努めます。

さらに、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について普及啓発活動を積極的に展開するとともに、情報提供等の充実に努めます。

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|----------------|--|-------|
| 子どもの交通事故防止対策 | 子どもの安全に配慮した交通安全施設の整備を促進するとともに、交通事故防止についての広報・啓発活動に努めます。 | 環境対策課 |
| 交通安全教育 | 日常生活において交通安全に必要な基本的技術及び知識を習得できるように、講習会などによる交通安全教育を推進します。 | 環境対策課 |
| チャイルドシート普及啓発活動 | チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について、普及啓発活動を積極的に展開します。 | 環境対策課 |



2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

住民の自主防犯行動を促進するため、犯罪等に関する情報の提供を行うとともに、子どもを犯罪・事故等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換を実施します。

また、子どもが犯罪等に遭ったときの緊急避難場所である「子ども 110 番の家」等に対して、地域での子どもに対する犯罪の発生状況等の情報を提供するとともに、ボランティアによるパトロール等の活動を積極的に推進します。

| 事業名 | 内 容 | 担当課 |
|----------------|---|-------|
| 地域防犯活動推進 | 住民の自主防犯活動を推進するため、情報の提供や、対象者に応じた、参加・体験・実践型の防犯学習を推進します。 | 児童家庭課 |
| 子ども 110 番の家等推進 | 子ども 110 番の家について関係機関と協力して、子どもたちが安全に生活できる環境整備に努めます。 | 児童家庭課 |

3 被害に遭った子どもの保護の推進

犯罪やいじめ、児童虐待等により被害を受けた児童の精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、児童に対するカウンセリング、保護者に対する助言等、学校や関係機関と連携したきめ細かな支援を実施します。その際、児童相談所、保健所の機能を活用し、子どもやその家族に対する総合的な助言を行います。

また、学校において、心身症、ひきこもり、不登校、いじめ問題、性に関する悩み等に対応するため、教職員の研修や学校医の積極的な活動のほか、スクールカウンセラーの配置を促進するなど、児童生徒の悩みや課題への対応の充実を図ります。

さらに、ピア(仲間)カウンセリングなど、思春期の子どもが主体となる取組を学校や地域において推進します。

| 事業名 | 内 容 | 担当課 |
|---------|--|-------|
| 継続的支援活動 | 各種相談員により、家庭及び学校等の関係機関と連携して被害を受けた子どもに対し継続的支援活動を効果的に行います。 | 児童家庭課 |
| 広報啓発活動 | 道路、公園、駐車、駐輪場及び公衆便所、共同住宅の防犯設備の整備の推進及び必要性に関する広報啓発活動を推進します。 | 各 課 |

第6章 計画に係る目標値

第1節 保育関係サービスの目標値

| | 平成 21 年度目標 (前期計画目標値) | 平成 21 年度実績 | 平成 26 年度目標 (後期計画目標値) |
|-----------------|-------------------------|------------------------------------|--------------------------------------|
| 通常保育 | 保育所数 16 か所 | 保育所数 15 か所 1 日平均利用人数 1,213 人 | 保育所数 15 か所 1 日平均利用人数 1,213 人 |
| 延長保育 | 実施か所数 8 か所 | 実施か所数 13 か所 1 日平均利用人数 151 人 | 実施か所数 13 か所 1 日平均利用人数 151 人 |
| 夜間保育 | — | 未実施 | 検 討 |
| トワイライトステイ | — | 未実施 | 検 討 |
| 休日保育 | 実施か所数 4 か所 | 未実施 | 実施か所数 1 か所 1 日平均利用人数 10 人 |
| 放課後児童クラブ | 実施か所数 13 か所 | 実施か所数 12 か所 1 日平均利用人数 580 人 | 実施か所数 12 か所 1 日平均利用人数 577 人 |
| 病児・病後児保育 | 検 討 | 未実施 | 実施か所数 1 か所 年間延べ利用日数 1,560 人日/年 |
| ショートステイ | — | 未実施 | 検 討 |
| 一時預かり | 実施か所数 6 か所 | 実施か所数 1 か所 | 実施か所数 1 か所 |
| 特定保育 | — | 未実施 | 検 討 |
| ファミリー・サポート・センター | — | 実施か所数 1 か所 | 実施か所数 1 か所 |
| 地域子育て支援拠点事業 | 実施か所数 2 か所 | 実施か所数 3 か所 | 実施か所数 4 か所 |

第7章 計画の推進体制

第1節 新むつ市保育再編(後期)計画の方針

現在、当市の公立保育所における保育環境や運営は、毎年多額の経費を要する老朽化した施設や種々の制約の中で市民の要望する多種・多様な保育ニーズに対応可能な柔軟な体質となりにくいなどの課題を抱え、特に施設面では、子どもの成長過程における「快適な住環境の提供」という観点から明らかに今日的ではないものと考えます。

一方、民間保育園は、保育ニーズを的確に捉えた迅速な対応が可能であると共に、柔軟性を持ち高い経営能力を発揮しているという現状にあります。

このようなことから、後期計画においては、民間保育園への支援を重点的に行うこととし次によりその推進を図ることとします。

- 1 良質な保育環境と保育サービスの拡充を図り、安心して質の高い保育の運営を進めるため、民間の力を最大限に活用することとします。このため、民間保育園への施設整備や保育園設置の支援について積極的に取り組むこととします。

これに伴って廃止可能となる公立保育所については、保護者や地域住民からの理解を得て順次廃止することとします。

- 2 民間移譲の可能な保育所については、保護者や地域住民への理解と認識を深めた上で計画最終年度（26年度）での移譲を図ります。

- 3 先行取得用地の活用策として、比較的小規模運営が可能な「乳児対象の保育施設」や「病児・病後児保育施設」、「一時保育」などの実施を視野に、施設整備を行ったうえで民間による運営形態を図ります。

第2節 次世代育成支援コミュニティの構築

次世代育成支援コミュニティの形成を進めるに当たっては、少子化対策を総合的・計画的に推進するための基盤となる組織体制を整備するとともに、この機構を中心として、妊娠・出産期から思春期や成人にわたる住民のライフステージに応じて発生するさまざまな子育てに関わる課題に対応できるよう、課題別に諸サービスの実施者や提供施設等で構成する「母子保健ユニット」、「子育て支援ユニット」、「子育て相談ユニット」、「健全育成ユニット」、「思春期ユニット」、の5つの課題解決ユニット（支援サービスグループ）の構築を図ります。

1 むつ市次世代育成支援対策地域協議会

住民や民間団体、事業者及び関係行政機関等で構成し、子育て中の親や子どもたちの意見等も踏まえながら、少子化対策に係る計画策定等のほか、子育てに関する総合相談窓口の設置や少子化対策に関する情報提供・意識啓発など、少子化対策を総合的・計画的に推進します。

また、各組織間のネットワーク化やサービス調整を円滑に行う等、妊娠・出産期から思春期にわたる子育て支援の住民ニーズに、柔軟に対応できるきめ細やかな体制を推進します。

2 5つのユニット

各ユニットにおいては、地域社会において子育て中の保護者の育児不安の解消や仲間づくり、養育者の子育てと就労や社会参画の両立支援を図るため、それぞれのユニットを構成する事業者や民間団体の提供サービスの調整等を行います。

《推進機構とユニット（次世代育成支援コミュニティ）の主な機能》

| 区 分 | | 主 な 機 能 | 主な関係施設・サービス提供 |
|---|-------------|--|---|
| 次 世 代 育 成 支 援 コ ミ ュ ニ テ ィ | 次世代育成支援推進機構 | <ul style="list-style-type: none"> ①少子化対策の総合推進機構 ②総合相談、情報提供、意識啓発機能 ③サービスコーディネート機能 | <ul style="list-style-type: none"> ①少子化対策に係る計画策定、ニーズ等の調査分析及び事業評価・改善等 ②子育て総合相談窓口、子育て情報ネットワークの構築等 ③各ユニット・サービス間等の総合的なサービスコーディネート等 |
| | 母子保健ユニット | <ul style="list-style-type: none"> ①出産を迎える妊婦・家族に対する支援機能 ②母性の保護と乳幼児保健の支援機構 | <ul style="list-style-type: none"> ①健康推進課、保健協力員、民生委員・児童委員等 ②かかりつけ医、保健師、助産師等 |
| | 子育て支援ユニット | <ul style="list-style-type: none"> ①子育てと就労の両立を図る施設機能 ②子育てを地域で支えるための相互支援機能 | <ul style="list-style-type: none"> ①保育所(特別保育)、幼稚園、認可外保育施設等 ②家庭保育支援者(子育てボランティア、保育サポーター)、子育てサークル、社会福祉協議会、ファミリー・サポート・センター等 |
| | 子育て相談ユニット | <ul style="list-style-type: none"> ①育児、発育、発達に係る相談機能 ②保健、医療に係る相談機能 | <ul style="list-style-type: none"> ①保育所、地域子育て支援センター、幼稚園、子育てサポーター、民生委員・児童委員等 ②健康推進課、かかりつけ医、保健師等 |
| | 健全育成ユニット | <ul style="list-style-type: none"> ①昼間、保護者のいない児童への対策機能 ②広く一般児童の健全育成を推進する機能 | <ul style="list-style-type: none"> ①保育所等 ②なかよし会、児童館、PTA、子ども会、子育てサークル、子育てサポーター、主任児童委員、スポーツ少年団等 |
| | 思春期ユニット | <ul style="list-style-type: none"> ①思春期・いじめ・不登校・虐待問題等に係る相談に対応できる支援機能 ②専門的な相談支援機能 | <ul style="list-style-type: none"> ①児童相談所、主任児童委員、小中学校等(学校医・養護教諭等)、子育てサポーター、かかりつけ医、保健師等 ②健康推進課、中学校(教育相談支援員等)、児童福祉施設等 |

資料

1 むつ市次世代育成支援対策地域協議会要綱

平成21年11月11日制定

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第21条第1項の規定に基づき、地域における次世代育成支援対策の推進に関し協議するため、むつ市次世代育成支援対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌)

第2条 協議会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 地域における子育ての支援に関すること。
- (2) 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進に関すること。
- (3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備に関すること。
- (4) 子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保に関すること。
- (5) 職業生活と家庭生活との両立の推進に関すること。
- (6) その他の次世代育成支援対策の実施に関すること。

(委員)

第3条 協議会は、20人以内の委員で組織し、次の各号に掲げる団体の構成員の中から市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関
- (2) 福祉・医療関係団体
- (3) 児童福祉関係団体
- (4) 教育関係団体
- (5) その他関係する地域の団体等

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、保健福祉部児童家庭課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行する。

2 むつ市次世代育成支援対策地域協議会委員名簿

平成 22 年 3 月現在

| 機関・団体名等 | | 役 職 | 氏 名 | 備 考 |
|---------------|----------------------------------|----------------|---------|---------------|
| 福祉・医療 関係団体 | 社団法人 むつ下北医師会 | 会 長 | 三上 史雄 | 協議会 会長 |
| | むつ市民生委員児童委員協議会 | 会 長 | 高橋 巖 | |
| | むつ市保健協力員連絡協議会 | 会 長 | 木村 遺子 | |
| | むつ市子育てメイト連絡協議会 | 副会長 | 小川 千恵 | |
| 児童福祉 関係団体 | 青森県保育連合会むつ支部 | 支部長 | 伴 良治 | 協議会 会長職務代理 |
| | 子育て支援センター(大平保育園) | 園 長 | 澤田 恵 | |
| 教育 関係団体 | むつ市私立幼稚園協会 | 会 長 | 佐々木 正 | |
| | むつ市連合 PTA | 会 長 | 佐々木 司 | |
| | むつ市子ども会育成会連絡協議会 | 会 長 | 庭田 良二 | |
| | むつ市校長会(第二田名部小学校) | 会 長 | 森 隆男 | |
| | むつ市校長会(田名部中学校) | 副会長 | 吉田 寛 | |
| その他 地域団体等 | むつ市妊産婦・新生児訪問指導員 | 指導員 | 安部 和子 | |
| | むつ人権擁護委員協議会 | 会 長 | 澁谷 忠廣 | |
| | なかよし会(第二田名部小学校) | 会 長 | 齋藤 修一 | |
| 関係行政機関 | むつ警察署 | 主査(少年 補導職員) | 鳥谷部 真由美 | |
| | 下北地域県民局地域健康福祉部 福祉こども総室(児童相談所) | 室 長 | 木村 成善 | |
| | 下北地域県民局地域健康福祉部 保健総室(保健所) | 健康増進 課長 | 三浦 たみ子 | |
| | むつ市保健福祉部 | 部 長 | 鴨澤 信幸 | |
| | むつ市保健福祉部健康推進課 | 保健主査 | 高橋 嘉美 | |

むつ市子育てプラン21

次世代育成支援地域行動計画【後期計画】

- < 発 行 > 平成22年3月
- < 発 行 者 > むつ市 保健福祉部 児童家庭課
- 〒035-8686
青森県むつ市中央1丁目8番1号
TEL 0175-22-1111
FAX 0175-22-1478
E-Mail mt-jikatei320@city.mutsu.lg.jp
<http://www.mutsu.e-shimokita.jp>